

〔査読論文〕

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の 強制連行と戦後補償

——市民自由法制定から30年を経た今、点から線へ（前編）——

賀 川 真 理

目 次

はじめに

I 日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償研究における現状と限界

II カルメン・モチヅキさんのケース

1. ペルーでの生活とペルー官憲による監視
2. クリスタル・シティ抑留所
3. 両親の故郷沖縄への移住
4. アメリカへの帰国と戦後補償

(以下、後編に掲載)

III 市民自由法とモチヅキ訴訟による和解
おわりに

はじめに

第二次世界大戦中に強制収容された日系アメリカ人への国家としての謝罪と戦後補償を定めた1988年の市民自由法(The Civil Liberties Act of 1988)¹⁾が成立してから、2018年で30年を迎えた。同時に、アメリカ政府によりアメリカへ強制連行された、多くの日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償を求める運動が展開され、その結果、モチヅキ訴訟(*Mochizuki v. United States*, 43 Fed. Cl. 97)²⁾における和解に至ってから20年が経った。

その節目の年に、第二次世界大戦中にアメリカによって連行された日系ラテンアメリカ人として、日系アメリカ人と同等の戦後補償を求めて毅然として闘い続けてこられた戦士がその生涯を閉じられた。アート・シバヤマ(Art Shibayama)さん(以下、シバヤマさん)がその人である。ペルー生まれのシバヤマさんは、福

岡山出身の両親を持つ日系二世で、8人兄弟の長男であった³⁾。

シバヤマさん一家は1944年3月22日、ペルーからアメリカの艦船キューバ号(USAT CUBA)で、アメリカのニューオーリンズを経由して、のちにわかることであるが、日本によって拘束された捕虜との交換要員としてテキサス州クリスタル・シティ抑留所に向かった。それは、ただアメリカが作成したブラック・リスト⁴⁾にシバヤマさんの父の名前が載っていたために行われたのである。無論、父には何ら落ち度がないばかりか、そうした強制連行の嫌疑理由さえ説明されぬまま搜索対象となり、捕らえられ、家族と共にアメリカ船に乗ることになった⁵⁾。アメリカで収容された当時、シバヤマさんは13歳であった⁶⁾。日系人の中には、こうした官憲による突然で逮捕令状などの法的根拠や理由のない、強引な連行に遭った日系ラテンアメリカ人を、「人質(hostages)」と呼ぶ人も多い。

このシバヤマさんの例に見られるように、一家の父が最初に強制連行され、その後、家族がやむなくアメリカ行きを決断し、あるいは単独でアメリカや日本に行かされた事例は、13のラテンアメリカ諸国に住む日系人に見られ⁷⁾、その数は2264人(このうちの8割以上が日系ペルー人)に上った⁸⁾。彼らの多くは、移住した国で築き上げた一切の有形無形の財産、地位、そして自由を奪われた上、終戦後も居住していた国への帰国を認められなかった。ペルー在住日系人に限定すれば、約1800人がペルーを離れることを余儀なくされ、「500人が捕虜交換船で日本に送還、戦後300人が米国に残留。モチヅ

キさん一家ら960人は収容所から日本へ⁹⁾」向かった。

ところで、こうした日系ラテンアメリカ人がアメリカ政府によってアメリカに強制連行されたという史実、第二次世界大戦中に日系市民と永住者に、強制収容という重大な不正が行われたことに対し、アメリカ連邦議会が国を代表して謝罪し、生存者一人当たり2万ドルの補償金が定められた市民自由法が成立したにもかかわらず、同法から多くの日系ラテンアメリカ人が除外されたこと、そしてこれを受けて訴訟が起こされ、その結果和解に至ったこと、さらにこの和解内容を不服として異議を申し立て、シバヤマさんをはじめとする一部の日系ラテンアメリカ人や彼らを支援する人たちが、少なくとも日系アメリカ人への補償額と同等の補償を求めて引き続き闘い続けているといった事実について、戦後73年を経た今、果たして我々がどれ程正確にその事実を知っているであろうか。また、知ろうとしているであろうか。

本稿では、市民自由法で戦後補償の対象外とされた多くの日系ラテンアメリカ人に関する研究の現状と限界に言及した上で、1996年に起こされたモチヅキ訴訟 (*Mochizuki v. United States*) の原告であり、実際にテキサス州クリスタル・シティ 抑留所での収容を体験された日系ラテンアメリカ人二世のカルメン・モチヅキ (Carmen Mochizuki) さん (以下、モチヅキさん)¹⁰⁾ に、2016年8月から2018年11月までに数度にわたるインタビューを行った内容を中心とし、これにモチヅキさんから提供して頂いた史料やメモによる補足を加え、アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人に対する強制連行と補償交渉に焦点を当て、当事者の視点から、これらの実態を明らかにする。その上で、アメリカに連行された日系ラテンアメリカ人に対する「二つの戦後補償」、すなわち市民自由法とモチヅキ訴訟のケースについて、比較を試みることにする。

これらにより、第1に、ペルーで出生し、何不自由なく生活していたペルー国籍を保有する

11歳の少女が、眼前で父が理由なく連行され、その後一家が父と共にアメリカの収容所に行くこととなり、また終戦後には自分が行ったことのない、荒廃し、食糧難に見舞われていた両親の祖国日本に行くことを余儀なくされ、やがてアメリカに戻り、ご自分の家族を持ち、戦後補償運動に加わり、結果的に和解金を受け取られるまでの経緯を究明する。第2に、これまで出版・刊行されてきた文献や史料と照らし合わせながら、日系ラテンアメリカ人のアメリカへの強制連行および戦後補償についての史実に迫りたいと考えている。

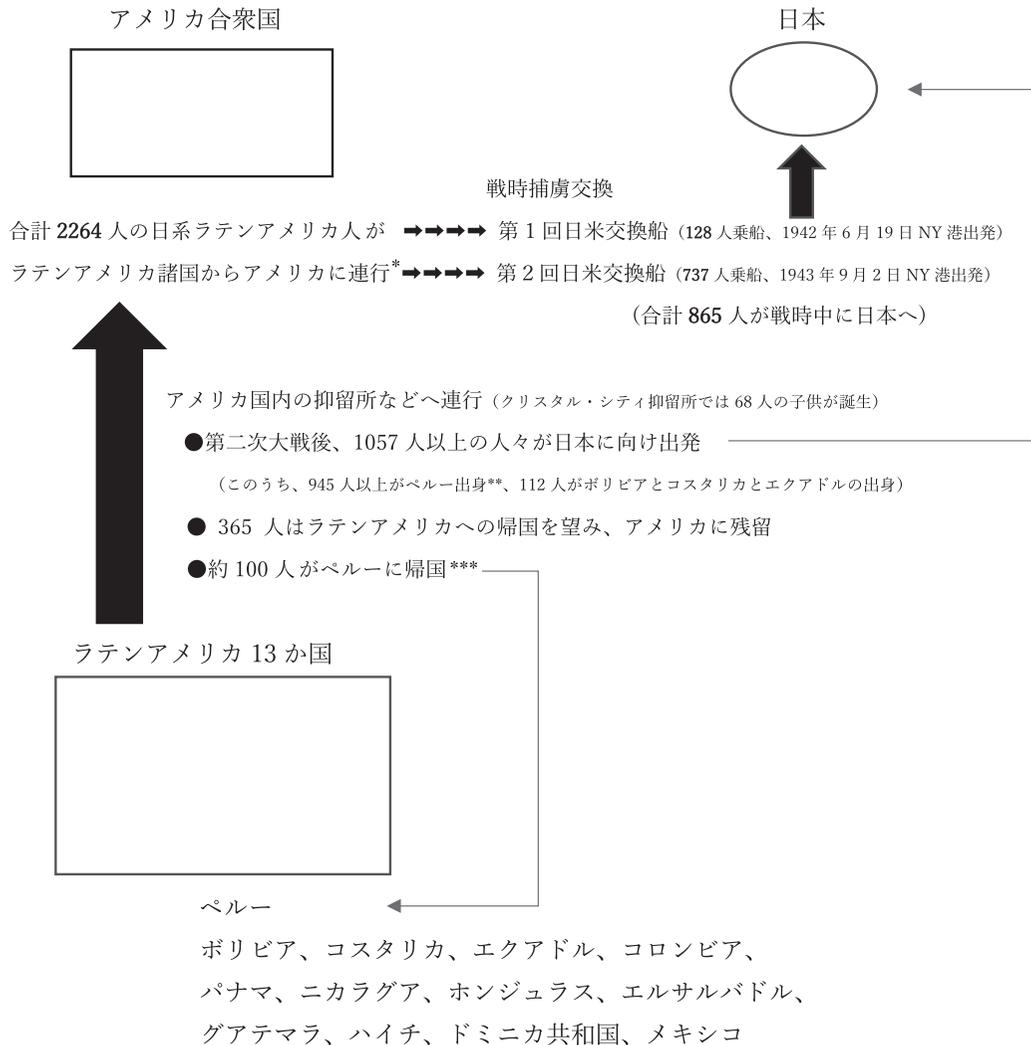
なお、本稿で使用する「日系ペルー人」とは、特に断りがない限り、ペルー国籍を保有する日系人とペルー在住で日本国籍を有する日本人の両方を含めた用語として使用することとし、「日系アメリカ人」、「日系ラテンアメリカ人」についても同様に、広義での日系人を指すこととする。その上で、アメリカ在住の「日系ペルー人」および「日系ラテンアメリカ人」の中には、補償運動が展開された当時、すでに帰化によるアメリカ国籍を取得している場合が多く見られ、本来は「元日系ペルー人」および「元日系ラテンアメリカ人」と記載すべきではないかと思われるが、その区分が不明である場合もあり、本稿では「元」を使用しない表記とした。

また、「抑留所 (internment camp)」は司法省管轄の施設 (Department of Justice camp, 以下 DOJ camp) であり、日系アメリカ人の場合は、日系コミュニティの中でもより際立った存在の人々やその家族が、日系ラテンアメリカ人の場合は、日本に捕らえられたアメリカ人捕虜との交換要員として収容されていた人々が、主として家族単位で収容されていた。一方で「収容所」は、狭義では陸軍省内の戦時転住局 (War Relocation Authority) による管轄で、10か所に設けられた「強制収容所 (relocation centers)」を指す。実際には、「抑留所」を便宜上「収容所」と呼ぶ元収容者も多くおり、本稿では広義で「収容所」という言葉を使用する場合、「抑留所」を含めることがある¹¹⁾。

I 日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償研究における現状と限界

2018年現在、本テーマを研究する上での問題点は、アメリカの指示によって居住国であるラ

テンアメリカ諸国からアメリカに強制連行された日系ラテンアメリカ人の正確な人数の把握と、第3章で論じるように、戦後補償の全容が把握しにくいことにある。



* C・ハーヴィー・ガーディナーは、ラテンアメリカ 12 か国 (上記 13 か国のうち、メキシコが含まれていない) から、2118 人が連行されたと記している (注 8 参照)。

** このほかに、960 人とする文献あり。

*** このほかに、79 人とする文献あり。

出典) Japanese Peruvian Oral History Project, Japanese Latin Americans & The Hostage Exchange Program during WWII, www.campaignforjusticejla.org/resources/pdf/hostageFAQ.pdf, accessed Nov. 5, 2018 に書かれた内容を執筆者が図に書き改めたもの。

図 ラテンアメリカ諸国からアメリカ経由で移動した人々の流れ (単位: 人)

図は、第二次世界大戦後にラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日系人の行き先について、「日系ペルー人口述史プロジェクト (Japanese Peruvian Oral History Project, 以下 JPOHP¹²⁾)」がまとめた文書を執筆者が作図したものである。同資料によれば、そうした人々の数は13か国から合計で2264人に上るが、このうち、少なくとも331人の男性たちは、アメリカに連行される以前にパナマのアメリカ軍基地においても抑留され、なかには労働を強いられた者もいた。

また日本が拘束した捕虜との交換のため、アメリカ経由で日本に向かった日系ラテンアメリカ人も大勢いた。このうち、第1回目の船で1942年6月18日にニューヨーク港を出発したのは128人(途中ブラジルのリオ・デ・ジャネイロに寄港し、さらに日系人を追加乗船させた)、第2回目の船で1943年9月2日にニューヨーク港を出発したのは737人で、その合計は865人に上った¹³⁾。

これら JPOHP が提示した人数を合計すると2264人を上回るが、多くの日系ラテンアメリカ人家族が収容されていたクリスタル・シティ抑留所¹⁴⁾では、1942年から1947年までに、68人の子供が生まれた。一方で、同所が正式に閉鎖される1948年2月27日までには、亡くなられた日系人の方々もおられるが、その数は同資料では把握されていない¹⁵⁾。

このようにして、アメリカによって収容された日系ラテンアメリカ人のうち、戦後、日系ペルー人が945人以上、日系ボリビア人、コスタリカ人、エクアドル人が112人、合計1057人以上が、アメリカを離れて日本に向かうこととなった。

一方、終戦後の1947年になっても日本に行くことを拒み、国外退去の延期を求めて、最後までクリスタル・シティ抑留所に踏み止まっていた一行がいた。それがペルーへの帰国を希望していた人々であった。しかし、彼らのうち実際にペルーに帰国することができたのは約100人に止まった¹⁶⁾。別の文献では、その数について

「ペルー政府は、合衆国政府の強い要請に応じて、同国の市民権を持つ者とその家族79名にだけは再入国を許可した」としているが、帰国を認められなかったこのほかの364人(JPOHPの資料によれば、365人)は引き続き抑留所に収容されたままであった¹⁷⁾。

そこで彼らは、人権擁護派のウェイン・コリンズ (Wayne Collins) 弁護士の支援を受けて、サンフランシスコ連邦地方裁判所に人身保護令状請求訴訟を起こし、保証人を付けることを条件に「仮釈放」が認められ、アメリカに「不法入国滞在者」という身分のまま残留することになった¹⁸⁾。その多くは、1947年までに仕事を求めてニュージャージー州シーブルックの農場に移っていた。

同年にアメリカは、ペルーとの間で収容者に関する交渉を持ったが不毛に終わり、1948年から翌年初頭にかけても、政変によって新体制となったペルー政権との間で交渉は再開されたが、非市民の帰国は認められなかった。そのため1949年春、国務省は日系ラテンアメリカ人収容者の問題を解決する唯一の解決策は、彼らに永久合法移民 (permanent legally admitted immigrants) としての身分を付与することであると結論付けた。そして1952年7月、アメリカに7年以上居住し、国外退去命令の延期を求めるヒアリングの再開を移民局に申し出た収容者に対し、連邦議会は1953年に国外退去の延期を認めることにした¹⁹⁾。

こうしてアメリカに留まることになった日系ペルー人たちは、アメリカで「不法外国人」とされていた身分²⁰⁾を、1954年以降、ようやくアメリカの永住者もしくは帰化による市民と変更することができたのであった。

本稿では、細かい数字の差異に固執することは避け、日系ラテンアメリカ人が辿った動線と理由に焦点を当てたい。たとえば日系ペルー人の場合、アメリカに渡ったのは1800人程度とされるが、ペルーに家族を残してきた収容者がいたにもかかわらず、帰国を許されたのがなぜ100人にも満たない人々だけであったのかとい

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

う疑問が残る。

この点について、日系人と同様、ラテンアメリカ諸国から連行されたドイツ系の約600人のうち、「ほぼ全員の569名がかつての居住国への再入国が許された。ここにも、日本人に対する不当な人種差別がみられた²¹⁾」との指摘がある。すなわち、同じ敵国人という立場であっても、ドイツ系の人々の多くはラテンアメリカ諸国への帰国を許されたが、日系の人々はそうではなかったことがわかる。

さらに、日系ラテンアメリカ人が自分たちの居住していた国に戻れなかったのは、終戦前の1945年3月8日、アメリカ在住日系人についての「集団排除令が解除され²²⁾、太平洋沿岸の故郷への帰還が開始された頃、ラテンアメリカ諸国はメキシコ・シティにおいて『日系追放者の再受け入れ拒否』を決議し、これに呼応してフランクリン・ルーズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領が死去したのち、1945年4月12日に副大統領から昇格したトルーマン (Harry Truman) 大統領が、終戦後の同年9月12日に布告第2662号をもって、ラテンアメリカ諸国からの「不法入国者」のうち、前述のようになお「西半球諸国の将来の安全と福祉に有害」と判断される者を「西半球領域外」へ国外退去とする権限を国務長官に与えたためであった。これにより、「中南米からの収容者は、戦中の捕虜交換協定による者をも含めて、その大部分が『自発的に』日本へ送還されていった」のである²³⁾。

1940年にペルーで出生し、3歳半でクリスタル・シティ抑留所に入っていたヘクター・ワタナベ (Hector Watanabe) さん²⁴⁾ (以下、ワタナベさん) の父春吉 (Harukichi Watanabe) さんは、ペルーへの帰国を希望していた一人であった。春吉さんは、1947年7月2日にペルー政府に対してペルーへの帰国を切望する旨の手紙を書いたが、それに対するペルー議会下院議員からのものと思われる同年11月25日付の1通の文書を受け取っていた。

そこには、「あなた方同様、ペルーに長年住ん

でいて、第二次世界大戦によってアメリカに連行された日本国籍を持つ人々が、ペルーに帰国することができるようにペルー政府に許可を求めた」が、「現時点までにそうした許可が下りたのは、ペルー国籍を持つ人、ペルー人と結婚した人」であり、「その他のケースについて、我が国政府は熟慮中である」と書かれていた²⁵⁾。

一方、ペルー生まれのワタナベさんは、1952年11月26日に国務省移民帰化局 (Immigration and Naturalization Service, 以下INS) からの文書を受け取っていて、そこには、「1917年2月5日の移民法 (the Immigration Act of February 5, 1917) 第19節 (c) (2) に基づき、あなたの場合は国外退去が延期されることになると連邦議会に報告されるであろう」と書かれていた。さらに、「そのようになれば、連邦議会は国外退去の延期を実質的に支持する上下両院における同時決議 (Concurrent Resolution) を通過させ、その後、あなたはそのことについての通知を受けることになるが、その際、合法的に入国した記録を作るのに必要な費用の支払いを請求されるであろう」と記されていた²⁶⁾。

そしてその1週間後、同年12月3日、実際に「事前に通知したように、INS局長はあなたの国外退去延期手続きに入った。その結果、あなたはもはや仮釈放命令の条件に従う必要はない。ここにあなたの仮釈放は終了し、それに基づくすべての義務から解放される。しかしながら、あなたは住所の変更に関し、当事務所に知らせる必要がある」との文書が届いた²⁷⁾。これにより、ワタナベさんはアメリカに合法的に滞在できる地位を確保できることになった。

ところで、家族と共に日本に行くことになった二世の中には、アメリカの抑留所において不自由な生活を余儀なくされ、あるいは抑留所に入らずに、アメリカの港から戦中または戦後、両親らが生まれ育った祖国日本に初めて足を踏み入れざるを得ない者もいた。しかし彼らが見たものは、戦時中、もしくは敗戦後の荒廃し、食糧難に見舞われ、さらにはアメリカ軍による度重なる空襲によって被害を受けたままの日本

であった。

とりわけ、彼らの多くが家族や親族を頼って向かった先は、アメリカの爆撃機による原爆投下で底知れぬ被害を受けた広島や、米軍が上陸して地上戦が展開されたことにより甚大な被害を受け、追い詰められた住民たちの中には、自決を余儀なくされた者さえ出た沖縄が含まれていた。こうして彼らは、本国でもアメリカでも経験したことのない、戦争によって直接的・間接的な被害もたらされていた日本の地を踏まなければならなかったのである。

ところで戦後73年を経た現在、ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された日系人に関する真実を知る上で最も大きな問題は、ご自身がラテンアメリカ諸国からアメリカに連行され、収容された当時の記憶を語ることができる人々が年々減少していることにあると言えよう。

本稿執筆のためにインタビューを行ったモチヅキさんは収容当時11歳であり、家族の中では子供という立場であった。したがって、収容所で「遊んだ」、あるいは「楽しかった」といった記憶は残っていても、たとえば執筆者が「アメリカによって作成されたブラック・リストに載っていた方が、捜査当局にお金を渡して強制連行を見逃してもらったということがあったのでしょうか」と尋ねても、「そういうことは知らない」、「聞いたことがない」と回答されるのも無理もない²⁸⁾。

すなわち、ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行され、テキサス州のクリスタル・シティ抑留所に収容され、また戦後抑留所を出てから今日に至る日系人が辿った経緯を知るためには、個人が書き記したり、子や孫にその史実や想いを伝承したりしていない限り、すでに出版された著書などに頼らざるを得ない状況にある。その詳細は、アメリカの国立公文書館などにおける史料をもってしても、裏付けることができない事実が多い。

しかも、本来は収容された一人一人、そしてそれぞれの家族ごとに異なる生活環境にあったわけで、そこからアメリカに行くことになる

までの経緯、収容所での生活、そしてその後辿ることになる数奇な運命において、様々なご苦労があったと考えられる。しかし、それらのことが後世に伝えられているかと言えば、一部の例外を除いて、自分自身の両親あるいは祖父母の体験や苦労、そして苦渋の選択があったにもかかわらず、貴重な史実が子や孫にほとんど伝わっていないというのが実態であろう。

執筆者はこれまでに4人の元収容者の方々とインタビューを通じ、そのことを痛感した。一世たちの多くは、戦時中の生活拠点であった国からの強制退去とアメリカにおける抑留生活について、単に「仕方がない」という言葉でその想いを心にしまい、自分の家族にさえ心境を吐露しないままこの世を去られている。ただし、ワタナベさんの父のように、生前は家族に当時のことを何も語らなかったものの、亡くなられた後、日本語で事の次第をメモとして書き残されていた上、貴重な一次史料を大切に保存されていたことがわかったケースもある。

このように、強制連行および収容された当時のことを語れる方とインタビューをさせて頂くこと、また各個人が保管されている史料などを見せて頂き、史実を明らかにできるのは今しかなく、まさしく時間との闘いであるということである。

本研究テーマに関して執筆者が調べた限り、一般に入手できる最初の著作と言えるのは、1981年11月に刊行された東出誓一著、小山起功編『涙のアディオスー日系ペルー移民、米国強制収容の記』であろう²⁹⁾。同書は、1979年から81年にかけて草稿が練られ、編者が約半分の量に編纂したものであるが、アメリカに強制連行された時点で37歳、執筆を終えられたのが72歳であり、収容当時、大人としての立場で記録を残された、大変貴重な文献である。

東出さんは執筆に至る直接的な契機として、「わたしの子供たちが、わたしの記録を残すようすすめたことであった。わたしとしても、いずれは何らかの形で自分の一生を記録に残しておきたいと思っていた矢先だけに、ともかく

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

思いつくままを書きつけてみることにした³⁰⁾と記している。もしこうしたきっかけがなければ、すべては一世の胸にしまわれたまま、時の経過と共に忘れ去られていたことであろう。

戦後36年を経た1981年9月には、のちの市民自由法の制定につながる第一歩とも言える「戦時における民間人の移動と収容に関する委員会」が、シカゴにあるノースイースタン・イリノイ大学で公聴会を開始したが、東出さんはここで「ペルー組」の代表として自ら証言台にも立たれた³¹⁾。

東出さんの『涙のアディオス』が出版されてから2年後の1983年には、西茂樹『ケネディー収容所³²⁾』と、天野芳太郎『わが囚われの記—第二次大戦と中南米移民³³⁾』が出版されている。西さんは1916年に愛媛県で生まれ、1939年にペルーに移住。1944年3月には、ペルーからアメリカのケネディー収容所へ、そしてニューメキシコ州のサンタフェ収容所で終戦を迎え、その後はカリフォルニア州のサンピードロ、そして再びテキサス州のクリスタル・シティ抑留所と3年間に4か所を転々としたが、この間にご自身で日記を付けていた。

天野さんは1898年に秋田県で生まれ、1928年に30歳で、ブラジル、ウルグアイに移住を決意。その後一旦帰国し、翌年パナマに向かい、現地で天野商会を開く。しかし、1941年にパナマ政府により抑留され、翌年には交換船で日本に帰国した。その後、1971年にはペルーにわたり、再度事業を起こすと共に、古代アンデス文明の研究に力を注いだ。

これら2冊が刊行されてからさらに20年を経た2003年には、松浦喜代子『日系ペルー人おてちゃん一代記』が、そしてさらに5年後の2008年には坪居壽美子『かなりやの唄—ペルー日本人移民激動の一世の物語』が出版されている。松浦さんは1916年に東京で生まれ、1917年3月、生後7か月の時に両親と共にペルーのリマ市に移住。一家は翌年から雑貨商を営む。1937年に結婚し、その後、リマ市内で雑貨商を営んでいたが、1943年2月に夫が逮捕され、「第

6次送還便」で、パナマの収容所に送られたのち、アメリカ・カリフォルニア州へと連行された。松浦さんは27歳の時、二人の子供たちと、同年6月に「第7次送還便」でアメリカに向かい、クリスタル・シティ抑留所で夫と再会した。そして終戦後の1945年12月に、日本に帰国された³⁴⁾。

坪居さんは1932年にリマ市で生まれる。父は「ペルー第一の本格的養鶏場」を営んでおり、「日本人はもとより、ペルー人の来訪も多かった」³⁵⁾。1942年6月16日、坪居さんは、前年4月から施行された「教育8割制」の下、スペイン語での授業が主となっていたリマ日本人小学校の4年生で、もうすぐで10歳になるという時、カジャオからパナマ船籍の客船「ショーニー号」に乗船して、家族と共にペルーから追放された。父は53歳、母は38歳、弟は8歳であった。乗船に先立ち、「私たちは外交官待遇で北米に送る」と言われ、その後、テキサス州シーコビル抑留所に送られ、監禁された。やがて1943年9月、「第2次日米捕虜交換船」で両親と日本へ向かった³⁶⁾。

ところで、日本からラテンアメリカ諸国に移住した一世の母語は、日本語である。そのため、その記録においても、そうした一世や二世の思いを直接伝えているのは、収容体験者自身による日本語で書かれた文献であろう。したがって、市販されており、一般に入手できる可能性があるこれら5冊の自伝は、当時の状況を知る上で、もっとも貴重な文献である。

こうした限られた文献を補完する存在として、JPOHPによる口述記録の数々や、アメリカの研究機関が行った口述記録プロジェクト³⁷⁾、論文、インタビューをそのまま掲載した研究ノートやメモの類が重要な資料として挙げられよう。これらの中には、正式な政府文書には含まれない情報や、「キャンプ³⁸⁾」に対する個々の思い、そして戦後の生活について、詳細に語られ、あるいは書かれているものが多く見受けられる。

無論、戦時における民間人の移動と収容に

関する委員会が開催された1981年に出版された、ハーヴェイ・ガーディナー (C. Harvey Gardiner) 氏による一次史料を用いながら本テーマを正面から取り上げた先駆者的な文献や、2002年に出版され、その第18章で、日系ペルー人たちに対するペルー政府およびアメリカ政府の動向や戦後補償の動きにも触れられているトマス・コネル (Thomas Connell) 氏による文献、また比較的最近では、2016年にジャン・ラッセル (Jan Jarboe Russell) 『クリスタル・シティに向かう列車』が出版され、唯一の「家族収容所」としてのクリスタル・シティ抑留所に焦点を当て、日系人と共に収容されたドイツ系、イタリア系ラテンアメリカ人の動向についても網羅している文献など、一次史料を用いた体系的な著作も見られる³⁹⁾。そして近年、戦後補償問題については日本でも山倉明弘氏による優れた著作が出版されている⁴⁰⁾。

しかし、実際に上記の文献などに当たる以前、執筆者が本テーマについて研究しはじめた頃で、新聞記事やインターネットでの情報に頼っていた際には、いくつかの混乱を生じることがあった。たとえば、日本人が連行されることになったラテンアメリカ諸国の数(12か国か、13か国なのか)や、前述のように各国から連行された人数などがそれに当たる。またモチヅキ訴訟は、「日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償」を求めたものとされているが、実際には日系ラテンアメリカ人の中で、市民自由法によって2万ドルの補償金を受け取った人がいることがわかったり⁴¹⁾、モチヅキ訴訟の原告代表は3人であったとされるが、ある文献には5人であると書いてあったり⁴²⁾、日系ラテンアメリカ人の中で最終的に補償金を受け取った人数が不明であったり、その他の移動した人数もまちまちであったことなどである。無論、これらのことを解決するためには、一次史料に当たることが鉄則ではあるが、それらをもってしても、現時点では十分に説明し尽くせない部分もある。

以上のように、本論文ではこれまでに出版さ

れた文献類がごく限られていることから、執筆者の抱えていた疑問点を解明するためには、アメリカによって第二次世界大戦中にご自身がアメリカのクリスタル・シティ抑留所に強制連行され、戦後補償を求める訴訟の原告代表の一人になられたモチヅキさんに直接インタビューを行う必要があると考えるに至った。

Ⅱ カルメン・モチヅキさんのケース

1. ペルーでの生活とペルー官憲による監視

カルメン・モチヅキ(旧姓比嘉)さんの両親、レンスケ・ヒガ (Rensuke Higa) さんとカマド・ヒガ (Kamado Higa) さんは沖縄県出身で、1910年に父が24歳、母が23歳の時にペルーに移住した。モチヅキさんは、1932年にペルーのカジャオで生まれた二世である⁴³⁾。

当初は開拓移民として、未開拓の地カニエテに入り、その後、港町カジャオでペルーのチチャという酒⁴⁴⁾を製造し、1938年ごろまで生計を立てていた。やがて、アルゼンチンのブエノスアイレスで搾乳するための牛を10頭ほど買い付けてペルーに戻り、牧場を営むようになった。真珠湾攻撃により日米開戦となったのは、モチヅキさんの父がこうしてペルーで広大な農場を経営し、鶏や牛を育て、牛乳の販売を中心として収入を得るなどして、安定した生活ができるようになった矢先のことであった。

当時、母は10人の子供たち(娘5人、息子5人)の世話をしながら、家庭を守っていた。父は動物、とりわけ馬が好きで、地元で毎年6月24日に行われるアマンカイという祝賀行事では、いつもペルー大統領の面前で、馬術競技を披露するほどの腕前であった。そして同時に、沖縄県人会の会長を務めるなど、コミュニティのリーダーとしても知られていた。

しかし、そのために第二次世界大戦がはじまった頃、すでに作成されていたブラック・リストに名前が載り、目を付けられることになった。同リストに基づき、連邦警官(モチヅキさんはFBIと呼ぶ)が主にコミュニティのリー

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

ダー、新聞記者、学校の先生らを、一家の主人が家にいた場合はその場で、いなかった場合はその代わりに、別の家族や日系人が刑務所に連行されることもあった。

その頃ペルーは、1942年1月15-28日にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された第3回汎米外相会議(The Third Meeting of the Ministers of Foreign Affairs of the American Republics)を受けて、同年1月24日に日本との国交断絶を通告し、ペルー在住の日本人外交官や秘露中央日本人会長、有力商店主、教育者、新聞社主などの身柄を拘留し、同年4月から「北米への強制送還⁴⁵⁾を開始し」、こうした移送が1945年2月までに15回にわたって行われ、結果としてペルー1か国だけで1800人近い日系人がアメリカに連行されることになった⁴⁶⁾。

モチヅキさんの父は、20年以上にわたりペルーに住み続け、警察に連行されるような悪いことは何もしていないとし、1943年から1年間逮捕を免れるために逃亡した。実際には知り合いが経営するバナナ園に身を寄せ、コミュニティの支援を受けながら、夜になると、時折帽子をかぶって変装し、家に帰ることを繰り返していた。しかしFBIは、捜査の手を緩めることはせず、モチヅキさんが学校に通う際や、家族がバナナ園に行く際に尾行し、父と接触する機会がないかどうかをうかがっていたことがあったという。

そしてついに、最初の捜索から1年を経たころ、ペルー政府から一家の下に手紙が届いた。そこには、今、父が出頭しないと、生涯にわたって刑務所に入ることになり、家族と面会させないと書かれていた。これを知った父は、ついに逃亡生活に終止符を打つ決意をして姿を現わすと、その場で刑務所に連行された。一家はその後、アメリカに出発するまでの3週間、汽車でリマにある刑務所まで父に会いに行った。

最終的に、モチヅキさん一家は家族全員でアメリカに行く決断をしたが、その際、ペルー政府により資産はすべて没収された。そのため、一家はペルーで築きあげてきたすべてのものを

失っただけでなく、現地で結婚をしていた姉と別れることも余儀なくされた。

アメリカに到着するまでの船内では、家族であっても13歳以上の男性はデッキの一番下に行くよう命じられ、家族が一堂に会するのは、一日一回、約10-15分間、デッキの上でのみ許可された。途中寄港した際には、客室のカーテンを閉めたままにするよう命ぜられた。こうしてペルーを出発してから3週間で、アメリカのルイジアナ州ニューオーリンズに到着した。すると、ただちに大きな倉庫に入れられ、男女および大人と子供を問わず、全員が服を脱ぐよう命ぜられ、殺虫剤であるDDTを掛けられた。その後、一行はテキサス州クリスタル・シティに汽車とバスを乗り継いで到着することになる。

2. クリスタル・シティ抑留所

1944年、モチヅキさんはペルーでホセ・ガルベス(José Gárvez)小学校に通う小学生であった。この年にモチヅキさん一家は、クリスタル・シティ抑留所に入るようになった。

そのキャンプで一家は二年間を過ごすことになるが、モチヅキさんに当時の様子を尋ねると、「楽しかったよね」と笑顔で話される。「親たちはそれぞれみんな仕事に行き、そして私たちは一応学校に行かせて頂いた」こと、キャンプでは赤と青のクーポン券を支給され、それをキャンプ内の店で食料品や洋服、日用品と交換したことなどの思い出を語って下さった。

さて、抑留所には日本語、ドイツ語、英語で授業を行う学校はあったが、スペイン語の学校はなく、ラテンアメリカ出身の子供たちは日本語学校に通っていた⁴⁷⁾。授業が終わると、ペルー出身の子供たちは外に出て、「もうスパニッシュだけで(話をしていました)。ただ授業をする(受ける)だけで、全然日本語には興味はなかったね、あの頃」とモチヅキさんは当時を振り返る。なぜならモチヅキさんの場合、両親が日本語で話しかけてくると、その内容を理解しながらも、スペイン語で返答をするほどであり、日常用語はスペイン語であったからであ

る。

このモチヅキさんの例のように、ラテンアメリカ諸国から来た子供たちにとって、キャンプでは両親の母語である日本語はわかっても、当時のペルーにおいて、英語はほとんど使用されていなかったため、理解できなかった。その点で西海岸の4州に住む日系アメリカ人らの場合、軍部と一世との橋渡し役として、英語を理解する二世が通訳も含めて重要な役割を果たすが、クリスタル・シティ抑留所では、そのような話は聞こえてこない。

また、モチヅキさん一家をはじめとした収容者の待遇について尋ねると、日系アメリカ人を収容していたほかの10か所の強制収容所とは、「全然違う生活」であった。すなわち、日系アメリカ人を収容していた施設では、食事をする際、全員が1か所に集められ、一斉に食べていたが、クリスタル・シティでは、各家庭ごとにバラックのような二軒続きの家の一つが割り当てられ、そこで各家族単位で食事をしていた。またその家には、あらかじめ鍋やアイスボックス、ベッド、ストーヴなど、「何でも揃っていた」という。

モチヅキさん一家は、アメリカに到着し、キャンプに入ってもなお、どうして一家がアメリカに連行されるのか、全く知らされず、納得もしていなかった。この点では、ほかの元収容者たちも同様であった。しかし、のちに自分たちを日本が捕らえたアメリカ人捕虜との交換のために使おうとしていたことがわかると⁴⁸⁾、「だから、その人たちを大事にしないと、日本にいる大勢の捕虜をアメリカに帰してもらえないと考えてね。ですから、待遇は全然違いましたよ。ミルクは毎朝配達してくれましたし、ある時は(暑かったので)アイスボックスに氷を詰めなくてはいけなくて、氷の配達が毎日ありました」と、その待遇が良かったと指摘される。

ただし、クリスタル・シティという場所は夏になると連日華氏100度(摂氏37.8度)を超え、かなり蒸し暑い日々が続いた。そのため、毎日のように歩いてプールに通い、肌の色が黒くな

るまで遊び、「楽しかったね」と振り返る。またキャンプでは日本語学校に通ったが、そこではハワイのお坊さんが先生であった。

このように、キャンプでの生活について、子供であったモチヅキさんは比較的自由であったと語るが、実際には「隔離されて、門には銃を持った人たちが監視をしていて、鉄条網に囲まれて、そういう環境の中にいたことは同じでした。もう一歩も出られない」ことになり、1日1回夕方5時に点呼があり、手紙は検閲された。

後述のヤエ・アイハラ(Yae Aihara)さん(以下、アイハラさん)は、収容当時18歳であったが、クリスタル・シティ抑留所には鉄条網が張り巡らされていて、「それが普通の収容所(執筆者注・この場合、アイハラさんがそれ以前に収容されていたアイダホ州ミニドカの収容所と比較していると思われる)よりもっと高かった」と語る。また、お手洗いとシャワーは各部屋に備え付けられておらず、共同であった。

さて、このクリスタル・シティ抑留所には、こうしてアメリカの要請でラテンアメリカから連行された日系人のほかに、イタリア人、ドイツ人、合わせて3000人程度がいたという。その内訳は、ペルーから強制連行された日系人約2000人のうち、約700(800とする文献もあり)人は日本に向かう交換船に乗せられ、残りの1300人がクリスタル・シティに入ったほか、ドイツ人がおよそ300人、そしてイタリア人もいた⁴⁹⁾。

捕虜交換のために「人質」として利用された日系人は、日本とアメリカとの捕虜交換のため、まず第1回目は1942年にアメリカを出発したが、日本には多くの捕虜がいたにもかかわらず、アメリカにはそれに見合う日本人捕虜が少なく、その不足する交換要員を充足するために、1943年に日系ラテンアメリカ人が強制連行され、利用されたとアイハラさんは語る。

またモチヅキさんは、ペルーなどから日系人を連行し、アメリカ人捕虜との交換に利用したことについて、アメリカ政府が、アメリカ生ま

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

れの市民権を持つ日系人を捕虜として使えなかったために、第三国から連行した日本人を使うことにしたのではないかと考える。

同キャンプはさらに、「家族収容所」としての位置づけもあった。モチヅキさんと同時にインタビューをさせて頂いたアイハラさんは、そこに家族と共に収容された日系アメリカ人のうちの一人であった。アイハラさんの両親は、父は和歌山県、母は福岡県の出身で、1925年に日本からワシントン州のタコマに移住し、その後同年にアイハラさんは生まれた。父は開戦後、モンタナ州と、ニューメキシコ州では2か所、サンタフェとローズバークにある DOJ camp に1年半収容され、捕虜のように扱われたと思われるが、その時のことについて父は何も語らなかったという。

そして1943年、父を除くアイハラさん一家がアイダホ州のミニドカ収容所にいた際、第二次交換船が出ることになり、父はその船に乗って家族と一緒に日本に帰国することを希望した。しかし同年9月の船に乗るため、アイハラさんが母と弟二人の4人で、アイダホからニューヨークに行き、父と再会したが、現地に着くと、その船はすでに一杯で乗れなかった。その時の父の立場は捕虜 (Prisoner of War) であり、アイハラさん一家と一緒にアイダホ州の収容所に戻ることはできない状況にあった。そのため、一家と一緒に住むことを希望するならば、テキサス州のクリスタル・シティ抑留所へ行くように言われ、結局、終戦後の1946年2月までそこで過ごすことになる。このアイハラさん一家と同様、戦時中、アイダホ州ミニドカ収容所からクリスタル・シティ抑留所で過ごすことになった日系アメリカ人家族は、少なくとも4組いた。

さて、モチヅキさんの父は、ベルーで逮捕された時のことや、収容されたことなどについて、モチヅキさんにその想いを伝えていたのだろうか。このことについてモチヅキさんは、「ここ(アメリカ)の日系人でも、どんな親でも、みんな一世ですからね。そういうね、苦しいこ

とはいつも秘めて、仕方がない、ね、結局、我慢っていうね、その我慢でも断腸の思い、本当にね、心から。文句一つも言わなかった。この日系人のお父さんたち、皆に聞いても、誰一人、もう本当に我慢という言葉で。だから1回でも、『どうして私たちがこのようなひどい目に遭わなくちゃいけないの』といったことは、もう本当に聞いたことがない」とのことであった。

モチヅキさんは、こうした父の姿勢に対し、「それだけに、今、頭が下がるの」と、その気持ちを執筆者に打ち明けられた。すなわち、「戦争だから」仕方がないと自分に言い聞かせ、それでも「外国にいても、日本人としての誇りを持って、この戦争はね、絶対に日本は一等国民だから勝つと、うちの父はそれが念頭にあったんですよ。だから結局、終戦になって、(日本に)帰りたい人は帰っていいし、ベルーに帰りたい人は帰って、ここに留まりたい人は留まっていいっていう時に、自分(父)は、勝ったのだから(日本に)もう帰る」という選択肢を選び、実際に船が日本に船が着くまで、日本の勝利を信じて疑っていなかった。

またモチヅキさんの兄は、ベルーで新聞記者をしていたが、彼もまた父とは別に検挙された。そして、アメリカのサンタフェにある収容所に連行され、手洗いに行く時も銃を突きつけられるほど、手荒い扱いを受けた。その兄とモチヅキさん一家は、その後クリスタル・シティで一緒になり、キャンプでは学校の先生をされていたという。しかし、兄は日本の敗戦を知って、父にそのことを伝えたが、取り合ってもらえずに口論となり、結局兄は日本には行かず、アメリカに留まる決断をした。

3. 両親の故郷沖縄への移住

モチヅキさん一家は1945年12月2日、ワシントン州シアトルから船に乗り、3週間かけて日本に帰った。日本に到着した際に敗戦を知った父の落胆ぶりは、想像に絶するものがある。まず神奈川県浦賀に到着し、そこから埼玉

に3週間ほど、そして宮崎には7、8か月位滞在したのち、両親の出身地である沖縄に到着した。当時の沖縄は、1945年4月以降、連合国軍による組織的な上陸作戦が展開され、日本側だけで18万8000人以上の犠牲者を出した沖縄戦を経て、米軍の施政権下にあった。

沖縄において一家を待ち受けていたのは、電気もなく、食糧難に見舞われていたという現実であった。モチヅキさんは飢えに苦しみ、1ポンド(454グラム)のサツマイモまたはコメを手に入れるために、靴や洋服と交換しなければならなかったという⁵⁰⁾。当時の生活を振り返ると、「日本へ帰ってからのの方が大変でしたね。沖縄って全滅でしょ。最後の戦地。食べるものがなかったの。こういうね、洋服と物々交換で、芋とか、山に行って芋を掘りに行ったりして、もう本当に哀れでしたね。そしたら姉と二人で、山を登ってね。ずっと(食べ物などと)換えに行ったりしていたの。それを頭に担いで」と、アメリカでの生活との落差を実感していた。

沖縄での学校生活について、モチヅキさんは「すぐにhigh schoolに入れられたの。あの、(ペルーやアメリカでは)elementary schoolも出て(卒業して)ないしね、いきなりして(high schoolに行くことになり)、本当にもう泣きたい位の毎日でした。それでうちのお母さんに愚痴をこぼしたら、『一生懸命にね、できる限りやりなさい』って(言ってくれて)、その言葉にね、今でも感謝している。大変でした。みんなから、こうノート借りたりね」と回想する。

「沖縄ではね、いじめられなかったね。そして言葉が、スパニッシュから日本語で、ちょっと、それはいつも笑われていた。でも、私も一生懸命にね、日本語を習いたいから。それを話していたら、スパニッシュのアクセントがこう乗ってくるのね。だから、それだけでしたね」。キャンプでは、日本語が「話せないけれど、ちょっとunderstandできる」程度で、日本に行くまでは日常生活においてはスペイン語が母語であり、家でも両親にスペイン語で話しかけていたモチヅキさんが、必死で日本語を学習され

ていたことがうかがえる⁵¹⁾。

モチヅキさんの父は、沖縄でも人の上に立つのが好きで、帰郷後、地方議会の役員(council)を務めていた。そのため、色々な所に顔を出しては司会を務めたりして新しい生活をスタートさせていたが、帰国して5年後に63歳で亡くなる。そのため母はそうした状況で、家族を支えざるを得なかった。その悲しみが癒えぬなか、モチヅキさんは戦時中アメリカで過ごした時のことが忘れられず、またアメリカに行きたいという希望に満ち溢れていた。

ちょうどその頃、ロサンジェルスで新聞記者をしていた兄の妻(義理の姉)が営む下宿所には、鹿児島から逃れてきた日本人が70人位暮らしていた。そこでモチヅキさんは、下宿の「お手伝い」としてアメリカに行く決意をした。兄に渡航に必要な手続きを依頼したが、当時は日本からアメリカに働きに行くとそのまま定着するケースが多く見られ、すぐには滞在許可が下りなかった。

モチヅキさんが実際にアメリカに行くことになったのは、それから3年を経たのちに、学生としてアメリカを訪問する形をとった時であった。アダルト・スクールの学生として、月曜日から金曜日まで学校に通い、その間に下宿の手伝いもしていたという。この時、学生としての本分を全うしていないと判断されると、強制送還の対象になった可能性が高かったという。

4. アメリカへの帰国と戦後補償

モチヅキさんは、沖縄で約10年間を過ごしたのち、1957年に兄を頼ってアメリカに戻った。その2年後、1959年から1994年までの35年間、カリフォルニア州ロサンジェルスのリトル東京にある東京銀行(現在のユニオン・バンク)に勤めていた。当時は、「もう結局日本の東京銀行の支店みたいなもの」で、支店長も日本から来ている人であった。

モチヅキさんは、ここで「日本語をimproveしたのは、やっぱり銀行で朝から『おはようございます。』と(挨拶をするところからはじまっ

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

て)。時たま変な日本語を使ったら、友だちが直してくれた。私はお腹が空いてきたので、『腹が減った、減った。』と言ったら、『あなた(の)顔に似合わない。こんな時は、こう使うのよ。』とか教えてくれて、段々にこう日本語も話せるようになったの」と話す。その間に日系アメリカ人と結婚し、モチヅキという姓になった⁵²⁾。

ところで、日系アメリカ人に対する本格的な戦後補償交渉の原点は、1950年代の公民権運動に端を発すると考えられる。1968年には、カリフォルニア大学バークレー校で「第三世界解放戦線ストライキ(The Third World Liberation Front strike)」がはじまったが、日系人の主な担い手は三世たちであった。1969年12月、日系三世を中心とした若者ら150名が、かつて収容所があったマンザナーヤツールレークを訪れる「巡礼の旅」プログラムを開始した。

こうして1970年には、全米日系市民協会(Japanese American Citizens League, 以下JACL)の全国大会で、日系人への強制収容に対する補償要求が討議され、4億ドルの補償を共同基金として、「あらゆるマイノリティのための」コミュニティセンターなどの建設に使うとする決議がなされた。また公民権運動や反戦運動に触発された三世たちは、それまで沈黙を通していた両親や祖父母から、収容当時のことを聞きとることもはじめた⁵³⁾。

1974年になると、ワシントン州シアトルの二世を中心とした収容補償委員会が、個人への補償を中心とする方針を打ち出した。1979年2月には、JACLが中心となって日系の連邦議員であるロバート・マツイ(Robert Matsui)下院議員、ノーマン・ミネタ(Norman Mineta)下院議員、ダニエル・イノウエ(Daniel Inouye)上院議員、スパーク・マツナガ(Spark Matsunaga)上院議員などに面会し、議会に調査委員会を設けて公聴会や調査活動を行い、それを土台として補償法案を出すことにした。

同年、戦時市民転住収容に関する委員会を設置する法案が上程され、翌1980年7月に可決した。この年にはサンフランシスコ、ロサン

ジェルズ、サンノゼ、サクラメント、サンディエゴのグループとも連携し、公民権と戦後補償を求める日系組織(Nikkei for Civil Rights and Redress, 以下NCRR)が結成された⁵⁴⁾。その過程で、1981年8月から9月にかけてロサンジェルの市庁舎で行われた公聴会では、日系ペルー人であったワタナベさんやラティーノの証言者も登壇するなど、アメリカ政府によって拉致された日系ラテンアメリカ人もこの中に参加していた。

しかし、1988年にロナルド・レーガン(Ronald Reagan)大統領の署名により成立した市民自由法では、日系アメリカ人と一部の元日系ラテンアメリカ人への補償が行われただけで、その他大勢の日系ラテンアメリカ人への補償はかなわなかった。そのことが判明したのは、同法に基づく補償金の支払いが開始された1990年になって、初めてアメリカ政府から申請が却下された旨の通知を受け取ってからであり、その際に自分たちが補償を受ける対象から除外されていることを知ったのである⁵⁵⁾。

なぜなら同法では、収容当時、アメリカ市民もしくは永住者でないと、申請資格はないとされたからであり⁵⁶⁾、前述のように、日系ラテンアメリカ人はアメリカに入国する際に「不法外国人」扱いにされていたため、アメリカ側の言い分に依拠すれば、これに該当する日系ラテンアメリカ人収容者は一人もいないことになる。しかし、詳細は後述の第Ⅲ章に記すが、戦後引き続きアメリカに居住していて、収容当時に遡って永住資格を取った元収容者189人については、市民自由法の規定に従って申請した場合、日系アメリカ人と同額の補償金を受け取ることができた⁵⁷⁾。

モチヅキさんは、市民自由法が成立して以降、2回にわたり手続きを申請したが、いずれも拒否された。その際、収容当時、合法的な滞在者であったことを示す書類(legal paper)があるかどうかが決め手となった。しかし、モチヅキさんはクリスタル・シティ抑留所に収容されていた時には、アメリカの市民権や永住権が

なく、「不法外国人」として扱われ、また戦後、一旦日本に行かれていたこともあり、同法の対象外とされたのであった。

市民自由法による申請を却下されたため、1990年以降、本格的な訴訟運動が開始されるまでの間、モチヅキさんご自身は「これ以上、どうしようもない」、「終戦でアメリカから出て日本に行ったのだから、仕方がない」と半ば諦めており、戦後アメリカ国外に出て、アメリカに留まらなかった日系ラテンアメリカ人への補償を求める更なる動きは、下火になったようにさえ感じていた⁵⁸⁾。

その一方で、この間もこうした措置が不公正であるとする組織や個人が、遠くはイギリスからモチヅキさんを探し当て、何人もの人たちとのインタビューを受けていた。1996年からは本格的な補償交渉のための運動に係わり、大勢の人々の前で講演する際は「緊張してのぼせてしまうの」と話されるが、それ以前の、こうした1対1でのインタビューにおいてはプレッシャーもなく、ご自分の考えを相手に伝えることができていたという。

このように、市民自由法により国家としての謝罪と生存者一人当たり2万ドルの補償金が出されることが決まったものの、アメリカを離れた日系ラテンアメリカ人収容者たちが対象外であることがわかると、1993年までにモチヅキさんをはじめ、多くの人々が連邦議員らに市民自由法の適用範囲の拡充を求めて手紙を出すなどの作戦に出た。

その効果は、如実に表れた。モチヅキさんの下にはカリフォルニア州選出のダイアン・ファインスタイン (Dianne Feinstein) 連邦上院議員 (1992年11月-2018年11月現在現職) から、1993年8月21日付の手紙が届けられた。その中でファインスタイン上院議員は、モチヅキさん同様、「多くのカリフォルニアの人々が、第二次世界大戦中に収容された2000人以上の日系アメリカ人に対する補償が否定されたことを知らせるために、私に連絡してきている」とし、市民自由法に基づいて設置された司法省管轄の補

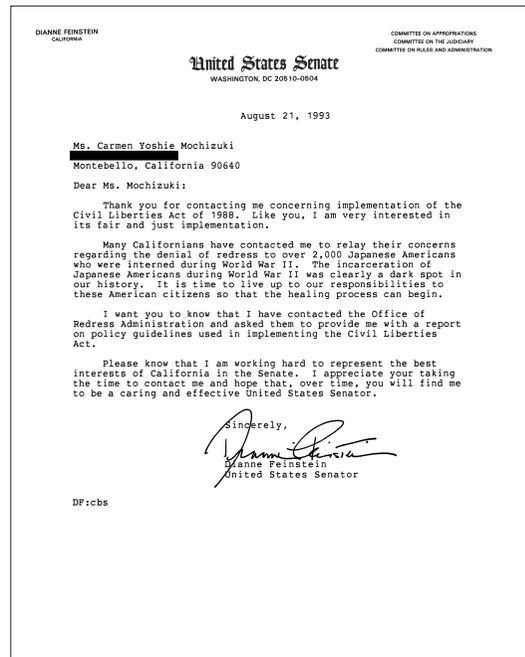


写真 ファインスタイン上院議員からモチヅキさん宛手紙 (モチヅキさん所蔵文書)

償局事務所 (Office of Redress Administration, 以下ORA) とすでに連絡を取り、同法の適用に当たって使用される政策ガイドラインについて報告するよう要請したことを明らかにしている⁵⁹⁾。

その後モチヅキさんが、主として日本やペルーなどに戻った日系ラテンアメリカ人への戦後補償を勝ち取るために、原告団に加わるきっかけとなったのは、アメリカの弁護士からの手紙であった⁶⁰⁾。やがて「大勢の色々な外国の人、結局 Indian, Jewish American の弁護士たちも、meetingに加わるようになった」。しかも、「そういう attorney はもうタダでしてくれて」、「結局は、その何というのか、違法だから、そういうのには、その人たちも納得いなくて、やっぱし闘ってあげましようという気になった」のではないかと、(すべての弁護士がそうであったかどうかは不明であるが) 訴訟を起こすために立ち上がった弁護士たちが、無報酬 (pro bono) で取り組まれたという事実も教えて頂い

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

た。

元収容者たちは、適用範囲が変われば、戦後補償が受けられる可能性があると考えていたが、同法に対する申請期間は、1998年までの10年間に限られていた。「あと2年で、もうそのプログラム(補償の申請)がcloseするという時(1996年)に、そういうlawyerからお手紙を頂いて、私たちが協力しますからね、原告になって頂けないかと。それからはじめたの。だからもう、かつかつ(ぎりぎり)ね。closeするまで」。そうした矢先、「それで最初、弁護士たちが手紙をくれて、これは不法だと言って。だからね、『私たちは、あなたたちをお手伝いしたいから plaintiff(原告)になって下さい』って。それで3人になったんです」とモチヅキさんは話す⁶¹⁾。

こうしてモチヅキさん(当時64歳)は、アリス・ニシモトさん(Alice Nihimoto, 同63歳)さん(以下、ニシモトさん)⁶²⁾とヘンリー・トシオ・シマ(Henry Toshio Shima, 同73歳)さん(以下、シマさん)⁶³⁾と共に3人で原告代表となり、訴訟が起こされた。このうち、モチヅキさんは「私たち(執筆者注・モチヅキさんとニシモトさん)は一応終戦後、キャンプを出て日本へ帰りましたからね、(補償を)放棄したみたいなものですよね」、しかし1996年当初から一緒に活動をしていたシマさんは、引き続きアメリカに残っていたが、書類の不備などにより補償を拒否されていたと教えて頂いた。

モチヅキ訴訟が提訴されたのは、モチヅキさんが銀行を退職されたあと、1996年のことだった。したがって、アメリカによる日系ラテンアメリカ人への強制連行と戦後補償について理解を深めて貰うために行っていた講演活動をする上で、「時間的には、色々なスケジュールが組まれても、どこにでも行けたのね」と語る。実際にモチヅキさんは、他の活動家と共に、たびたびカリフォルニア大学ロサンジェルス校や、「ロングビーチの大学、ポモナの大学、教会などを訪れ」、多くの人々に真実を訴え続けた。

1996年に発足した「正義を追求する運動一日

系ラテンアメリカ人に今補償を！(Campaign for Justice : Redress Now for Japanese Latin Americans!)、以下CFJ⁶⁴⁾」は、アメリカ政府によって居住国から強制的に移動させられた日系ラテンアメリカ人に対する補償を求めるロビー活動を行うため、1997年3月8日に首都ワシントンに行く手はずを整え、それに先立ち壮行会を開いた。9人の代表団には、日系ペルー人であったモチヅキさん、ニシモトさん、そしてシバヤマさんと、CFJのグレイス・シミズ(Grace Shimizu)さん、CFJのメディア調整役としてジュリー・スモール(Julie Small)さん、NCCRのハギハラ(Hagihara)(名前不詳)さんとカイ・オチアイ(Kay Ochiai)さん、ロビン・トーマ(Robin Toma)弁護士、そしてアメリカ市民自由連合(the American Civil Liberties Union, 以下ACLU)からフレッド・オクランド(Fred Okland)弁護士が名を連ねた。

この時一行は、クリントン大統領に、市民自由法の下で設けられた補償局によって補償金の支払いが拒否された日系ラテンアメリカ人が、アメリカ政府を相手取って起こした訴訟の解決を促す手紙を2000通以上届けることになった⁶⁵⁾。

ワシントンの連邦議会でモチヅキさんら一行は、ハワイ州選出のパツツイー・ミンク(Patsy Matsu Takemoto Mink)下院議員(1990年9月-2002年10月)、カリフォルニア州選出のノーマン・ミネタ(Norman Mineta)元下院議員(1975年1月-1995年10月)と面会したほか、ダニエル・イノウエ(Daniel K. Inouye)上院議員(1963年12月-2012年12月)には直接面会する機会は得られなかったが、市民自由法の適用範囲に日系ラテンアメリカ人を含めることを求める要望書を届けた⁶⁶⁾。モチヅキさんによると、ミンク議員の下には合計4000通の手紙が届けられ、このことは連邦上下両議員の間で大いに話題になったという。

このように、収容者、活動家、弁護士をはじめとした多くの人々の尽力によって、1996年に訴訟を起こしてから2年目の1998年6月10日

に和解 (the Settlement Agreement) が成立し (原告側からその内容が発表されたのは、1998年6月12日)、原告たちには「ようやくお詫びの手紙と、ペルーに帰った人も日本に帰った人も、皆が5000ドルを受け取ることが決まった」⁶⁷⁾。こうして、苦しい体験をした生存者に対する大統領の謝罪と、一人当たり5000ドルの補償が規定された。しかし、この和解に基づいた補償を受けるための申請期限は市民自由法と同じ1998年8月10日とされ、残り2か月しかなかった。日本では、まだインターネットも普及していない当時、日本やペルーなど国外に散在している収容者全員の正確な住所や電話番号などを把握し、和解の事実と補償金の申請手続きについて知らせることは至難の業であったと考えられる⁶⁸⁾。

モチヅキさんは、当時を振り返り、「(アメリカに残られた方々は) みんな貰って。それで私たちがね、手続きをしましたよね。そしたらね、私たちだけにね、2万ドルあげるって言うの⁶⁹⁾。でもね、ほらペルーに帰った人も、日本に帰られた人も、みんな苦しい思いで、同じ経験をされて、それはちょっと忍びないと言って、それをdenyして。そして結局98年にPresident Clinton (クリントン大統領) がね、それをadmitしたの、それは違法だったって。あの、自分たちの過ちであったと言って。そこに書いてあった文には、最終的には、もう一人残さず、日本に帰った人もペルーに帰った人も、みんなに様にあげるという条件で、賛成したわけ。Otherwise 私たちにくれるって言うても、It's not fairでしょ。だからみんな、ペルーの人でも、もう期待していなかったって。でもアメリカでね、こうして運動してもらって、ありがたいと言ってね、手紙なんか頂いたこともあるの⁷⁰⁾。だからあの日本の方も、喜んだと思いますよ。一様に、こう少ないけれど」と振り返る。

ただし、「でも、悔しかったですよ」と本音ものぞかせた。モチヅキ・メモによれば、モチヅキ訴訟で和解を受け入れたモチヅキさん自身も、個人的には、日系アメリカ人に付与された

補償金と同額を受け取ることができなかったことについて「失望した」が、「私は今日、私たちがアメリカ政府に、ついに私たちに対する行動の責任を受け入れさせたことに対し、勝利したと感じている」と記している⁷¹⁾。

モチヅキ訴訟の和解は、すでに多くの日系ラテンアメリカ人が高齢であり、この市民自由法の申請期間を逃すと、次にいつどのような機会があるかわからないこと、収容された人は、ペルーなどに戻ることができた人も、アメリカ人との捕虜交換要員として日本に送り込まれた人も、戦後日本への帰国を果たした人も、そして市民自由法の適用外となったアメリカに留まることにした人たちも、それらすべての人たちが同様に5000ドルを受け取ることを最優先にした結果であった。

モチヅキさんは、「Everybody。だから、同様に貰えなかったのはちょっと悔しいけれど、でも自分たちはこうした恥じ入ったことをしたということに対して、まあね、謝罪してくれたから、それに越したことはないと思って、受け入れることにしたの」と喜びを語った。

しかし、1996年から1998年までは、「もう大変でしたよ。やり取りしたりね」、さらに市民権も失い、「stateless、もう何もない。legal paperで入ったわけではなく、団体でこう入りましたから、もう結局、不法移民よね、illegal。そうしたら、そのredressの時にアプリケーションを入れたら、ワシントンDCからね、At the time you were in internment camp where you were not citizens, you were not residents, you were illegal aliens. と(書かれた文書が)、二度も来ました。そしたらね、もう不法に入ったのでなくて、強制(的)に入れられたのに、それにそういうことってあり得ますか。だから結局、その大勢のlawyerたちがそれを聞いて、それは不法だと言って協力しましょうってね、陰ながら支えてくれたんです。だから、とてもありがたかった」と振り返られた。

インタビューの最後に、執筆者が補償交渉で一番苦勞された点について尋ねたところ、「そ

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

れはね、色々で大変でしたけれどね、色々な団体が、そして色々な協力してくれたグループがね、弁護士さんとか色々な人、みんなその協力があってこそね、成立した」こと、「それでね、もう向こうがスケジュールを組むんですよ。でも、そのスケジュールというのは、私たちのためですから、“No.”とdenyできないですよ。だからいつも、前もって、tomorrowはどんな大学、そしてどの教会とか、色々なスケジュールを一杯組んで、何か忙しくて、そして緊張したりしながらやってましたけれど。でもみんなそれを聞いて、やっぱしそんなことがあったのかと同情してくれました。知らないことがいっぱいあると言って」と、ご苦勞を重ねられながらも、充実感も持たれていたことがわかる。

そして、「でも訴訟を起こしてね、学んだことは、人間ってね、何かに直面した時には、tryしないであきらめるよりは、一応全力を尽くしてtryして。それがたとえ実現してもしなくても、その結果はどうであろうがね、自分がそれに対して努力したということがね、報いられるのではないかってね。それはね、悔しかったですよ、色々なことでね。私たちよりはね、親たち。私たちは、もう子供よね。ついて行けばよかったけれど、親たちはどんな思いで、過ごしてきたのかと思ったら、何かかわいそうです。でもこれは、もうみんなの支えがなかったら、本当に実現していなかったと思う」と、補償交渉を実現するまでに協力を申し出た人々への感謝の言葉を述べられた。

さて、執筆者はモチヅキさんとのインタビューを終え、モチヅキ訴訟によって、市民自由法で補償金を受け取ることができなかった日系アメリカ人で、期限内に申請した人は、日本に行った人も、ペルーに帰った人も、アメリカに残った人も、金額こそ4分の1と少ないながらも、全員が5000ドルを受け取ることができたと安堵していた。しかし、実際にはそうではなかった。それは、時間的制約と、アメリカ側の予算的制約によるものであった。

先に成立した市民自由法では、「市民的自由

公共教育基金」が設立され、ここから一人当たり2万ドルの補償金が支払われることになったが、この中では「最長で10年間に12億5000万ドルが充てられ、一会計年度には5億ドルを超えてはならないと規定」されている。すなわち、市民自由法の施行後、直ちに申請しても、申請者全員に支給されるという保証はなかった。そのため、同法成立後の1989年11月、「3年内に補償を完遂するスケジュールが立法化された」。こうして実際に支給されはじめたのは、1990年10月のことで、「高齢者からの補償支払い」が開始されていた⁷²⁾。

モチヅキ訴訟の最終和解後、申請者に残された時間は6週間に迫っていた。CFJは、アメリカ、日本、そしてペルーにおいて、メディアやコミュニティを通じて和解に至ったことを精力的に周知したが、17人の元収容者たちが締め切りに間に合うよう申請することができず、当時生存していた元収容者は何百人もいたと思われるが、この訴訟のことを知らないままの人たちもいた。そのため彼らは、この訴訟結果を正式に拒否することもできなくなり、もはやその後訴訟を起こす権利さえ奪われた。司法省は、日系ラテンアメリカ人のために活動を行っていた弁護士に対して、こうした人々が適切な補償を受けられる手立てを講じることをさえ拒否した。

そして1998年8月10日、市民自由法の制定からちょうど10年を経たこの日、同法は時効を迎えたが、それから2か月のうちに、司法省は突如、(手続きを行った)多くの日系ラテンアメリカ人に対する支払いを行うことができなくなったと発表。そして補償金を取り扱っていたORAは、1999年2月5日に窓口を閉めた。

すなわち、モチヅキ訴訟による和解を受けて手続きを行った731人の日系ラテンアメリカ人のうち、30人以上が資格外とされ、12人の居場所が特定できず、5人が補償を受けるまでに亡くなり、実際には145人に支払われた時点で原資が枯渇してしまった。そして和解の発表後、6週間という短い期間内に申請した人であって

も、補償金は支払われなくなり、基金がなくなり次第、手続きは行われなくなるであろうとの見通しが示された。

しかしその後、司法省はこうした事態を受けて、残る528人の申請者たちへの支払いを行うため、同省の基金を使用し、2000年3月までに完了する見通しであると発表した⁷³⁾。ただし、2002年までの時点で補償金を受け取ったのは合計152人であるとされた⁷⁴⁾。

この頃、日系ラテンアメリカ人への補償は和解の結果であって、正義とは何かを規定する手段とはなっていないというとらえ方が大勢を占めるようになっていた。早くも1998年には、モチヅキ裁判の原告の一人であるシマさんが、合衆国憲法と国際法に照らし、日系アメリカ人たちと対等な補償金を求めて訴訟を起こし(注63参照)、1999年には、やはり和解の道を選ばなかったシバヤマさんの兄弟3人が、アメリカは国際法と国内法の双方に違反し、人道に反し、かつ補償における不平等さがあるとして訴訟を起こした(注3参照)。しかし、これら二つの訴訟はいずれも却下された⁷⁵⁾。

その後シバヤマさん兄弟とJPOHPは、2003年6月13日、アメリカの裁判システムの下では、日系ラテンアメリカ人たちが正当な補償金を受け取ることができないと判断し、米州人権委員会(Inter-American Commission on Human Rights)に申し立てを行った。2006年3月16日、同委員会は報告書を出し、申し立ては適切であると判断され、調査に乗り出している。(以下、『阪南論集・社会科学編』第55巻第1号、2019年10月に続く。)

【付 記】

本稿は、2014-2018年度科研費基盤研究C(課題番号26380198)「第二次世界大戦下に強制収容された日系ラテンアメリカ人に対する戦後補償」の成果報告の一部である。

注

1) The Civil Liberties Act of 1988 (Pub. L. 100-383, Title I, Aug. 10, 1988, 102 Stat. 904, 50a

U.S.C. § 1989b et seq.). 同法の原案は、1987年1月6日から1988年10月22日開会の第100連法議会下院に提出された下院法案第442号(H.R. 442)である。同法の成立経緯および原文については、アメリカ政府による公式ホームページを参照されたい(H.R. 442, 100th: Civil Liberties Act of 1987, <https://www.govtrack.us/congress/bills/100/hr442>, accessed Nov. 5, 2018)。

なお、市民自由法の補償対象となった主な日系アメリカ人は、1942年の行政命令9066号(Executive Order 9066)により軍事区域とされたカリフォルニア、オレゴン、ワシントン、アリゾナの南半分に居住していた日系人と、ハワイに居住していた一部の日系人たちである。

- 2) 1996年8月28日、第二次世界大戦中にアメリカによって連行された日系ラテンアメリカ人への戦後補償を求めるため、ロサンジェルス連邦地方裁判所に起こされた集団訴訟。

1996年8月27日に原告の弁護団から出された訴状では、救済策として、市民自由法に掲げられた対象者(the members of the class)の内訳を規定する条項(50 U.S.C. app. § 1989-7(2)(A), 以下資格対象者条項)が、合衆国憲法修正第5条の平等条項に違反していること、第二次世界大戦中の被告であるアメリカの関係機関(U.S.A. and Agents)による行為が、合衆国憲法、国際法および条約に違反していること、資格対象者条項が国際法および条約に基づく原告の権利を侵害していること、被告側代表ジャネット・リノ(Janet Reno)司法長官および市民自由法に基づき選任されたデッド・グリーン(Dede Greene)補償局長(Administrator of the Office of Redress Administration)が、1988年の市民自由法で定められた資格対象者条項で資格が否定されたすべての対象者に、同法の下で得られるすべての適切な利益を享受する資格を認めることなど、6項目が求められた(CIV. No. 96-5986 JSL (EX), 1996)。

- 3) シバヤマさんの場合、市民自由法により母と一番上の姉は2万ドルの補償金を受け取ることができたが、ご自身とほかの兄弟たちは申請が却下された(詳細は、拙稿「テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年—カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ(後編)」『阪南論集・社会科学編』第53巻第1号、2017年10月、108ページおよび同論文の補遺、第53巻第2号、2018年3月、219-220ページを参照)。そのため、後述する1998年のモチヅキ訴訟に臨んだが、和解には合意せず、2000年にシバヤマ訴訟(*Shibayama, et al. v. United States*, Case No. 12,545)を起こした。しかし2002年に却下され、連邦法廷に進めることができなかった。その

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

後、2003年には二人の兄弟と共に、米州人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights, 以下 IACHR) に持ち込み (*Isamu Carlos Shibayama et.al. v. United States*, Case 434-03, Report No. 26/06, Mar. 16, 2006; Inter-American Commission Human Rights, OEA/Ser. L/V/II. 127 Doc. 4 rev. 1, 2007), さらに14年後の2017年3月に IACHR でのヒアリングの機会を得て演説するなどされていたが、志半ばにして2018年7月31日、88歳で逝去された。

全米日系市民協会 (Japanese American Citizens League, 以下 JACL) 発行の『パシフィック・シチズン (*The Pacific Citizen*)』では、2018年8月24日-9月6日号において、その11面に2段に亘って追悼記事が掲げられた。2004年には、第二次大戦中に日系ラテンアメリカ人の身に起きた史実を知る上での貴重な映像史料 (Casey Peek and Irum Shiekh, "Hidden Internment: The Art Shibayama Story" Peek Media, 2004) がDVDで製作され、シバヤマさんのペルーにおける生活や、ペルーでの排日行為、戦後補償をめぐる動向までが描かれている。

- 4) ペルーに関して言えば、同リストはアメリカ政府の要請で、ペルーのアメリカ大使館によって作成された。モチヅキさんによれば、そこには日系コミュニティのリーダーとみなされた学校の教師や県人会の会長、ジャーナリスト、資産家の名が連ねられていた。当時の日系人家族は、一家は同じ屋根の下で暮らすのが当然であるという価値観を有しており、父親が連行された場合、家族もやむなく同行することになったケースが多数見られた。
- 5) 国務次官補であったサムナー・ウェルズ (Sumner Wells) は、真珠湾攻撃によってアメリカは壊滅的な一撃を受けたことにより、カナダからチリにわたる太平洋岸が危険にさらされ、パナマ運河の安全性が死活問題となったので、近隣諸国が進んで我々を助け、これ以上の攻撃を阻むために協力してくれるかどうかが致命的な関心事になったととらえていた (Sumner Wells, *Seven Decisions That Shaped History*, New York: Harper and Brothers, 1950, p.95)。
- 6) *The Pacific Citizen*, Aug. 24-Sep. 6, 2018.
- 7) 1941年12月9日ワシントン発の情報として、リマで発行されていた『エル・コメルシオ (*El Comercio*)』紙 (日付不詳) は、「開戦時ラテンアメリカ諸国に在留している敵国人である日本人と日系二世ら日系人の総数は約25万人であると伝えた」。その内訳で最も多かったのはブラジルの19万7733人で、ペルーには2万2150人、以下アルゼンチンが6267人、メキシコ4634人、ボリビア769

人、キューバ714人、チリ682人、パラグアイ484人、パナマ358人、コロンビア294人、ウルグアイ74人、ベネズエラ25人であった。また、アメリカ本土には日系一世から三世までの12万748人が、これとは別にハワイには15万9534人、イギリス領カナダには2万3149人がいた (坪居壽美子『かなりやの唄—ペルー日本人移民激動の一世紀の物語』連合出版, 2010年, 162ページ)。

- 8) C・ハーヴィー・ガーディナー (C. Harvey Gardiner) によれば、アメリカと協力して日系ラテンアメリカ人をアメリカに国外退去させた国々は12か国 (ペルー, ボリビア, エクアドル, コロンビア, パナマ, コスタリカ, ニカラグア, ホンジュラス, エルサルバドル, グアテマラ, ハイチ, ドミニカ共和国) であり、これらの諸国から2118人の日本人が国外追放された。そのうちの83パーセント以上に当たる1771人が、ペルーから送られた (C. Harvey Gardiner, *The Japanese and Peru: 1873-1973*, Albuquerque, New Mexico: University of New Mexico Press, 1975, p.87)。

なお別の文献では、こうした日系ラテンアメリカ人の数を「2200余名 (うち半数は追放者の家族、いわゆる自主的退去者) が、なんら犯罪を立証する証拠もないまま、長年の住家を追われ、日本への強制送還までの一時収容のため合衆国へと連行された」とある (大谷康夫『アメリカ在住日系人強制収容の悲劇』世界人権問題叢書18, 明石書店, 1997年, 63ページ)。

- 9) 「歴史のわだちに立って一強制収容と復権の証言『敗戦知らずに帰国—カルメン望月さん (62)』」1995年1月21日, 羅府新報。
- 10) モチヅキさんは2000年に、公民権と戦後補償を求める日系組織 (Nikkei for Civil Rights and Redress, 以下 NCRR) から、共に闘われたアリス・ニシモト (Alice Nihimoto) さん、無報酬で訴訟に尽力されたフレッド・オー克蘭ド (Fred Okrand) 弁護士と同時に、敢闘賞 (Fighting Spirit Award) を受賞された (*Pacific Citizen*, April 5-18, 2002)。
- 11) このほか、引用時においては漢数字を算用数字に改めたが、それ以外は原則として本稿で使用している表記方法と異なっているが、引用文を尊重してそのまま使用している。
- 12) 多くの日系ラテンアメリカ人が市民自由法による補償金を拒否されたのを受け、1991年に日系ペルー人の歴史を後世に伝えるために JPOHP が組織された。詳細は、What is JPOHP? (<http://the-moritas.com/Crystal/project.htm>, accessed Nov. 5, 2018) を参照されたい。日系ラテンアメリカ人家族の置かれた状況や抑留所での生活および戦後補償との係わりについては十人十色であり、

それらが一般の人に知られる機会はそう多くはない。そのような状況を補完する意味でも、JPOHPによる口述記録は重要である。

- 13) 第1回目の「グリップスホルム号(the Gripsholm)」に乗船したのは、全体で1097人ほどであった。そのほとんどが日本の役人やビジネスマンとその家族であり、リオ・デ・ジャネイロでは403人を追加乗船させた。第2回目も同船が使用され、ニュージャージー州ジャージー・シティを出港したのち、ブラジルとウルグアイにも寄港し、外交官やビジネスマンの家族を乗船させた。その乗客数は1513人に上ったが、ここには100人以上の日系アメリカ人の子供たちと737人のラテンアメリカから連行された日本人が乗船していた(The Gripsholm WWII Exchanges, Densho Encyclopedia, http://encyclopedia.densho.org/The_Gripsholm_WWII_Exchanges/, accessed Oct. 17, 2018)。
- 14) ラテンアメリカ諸国から連行された日系人が収容されたアメリカの施設は、クリスタル・シティ抑留所のほかに、同じくテキサス州のケネディ抑留所(民間人男性が収容された)やシーゴビル抑留所(その家族たち)などがある(坪居, 前掲書, 170ページ)。
- 15) モチヅキさんほか, クリスタル・シティ抑留所に収容された方々とのインタビューでは、同所から許可なく外に出ようとして、少なくとも一人の男性が銃で撃たれて亡くなったとの証言がある(拙稿「テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年—カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ(前編)」『阪南論集・社会科学編』第52巻第2号, 阪南大学学会, 2017年3月, 183-184ページ)。
- 16) Japanese Peruvian Oral History Project, Japanese Latin Americans and the Hostage Exchange Program during WWII (www.campaignforjusticejla.org/resources/pdf/hostageFAQ.pdf, accessed Oct. 17, 2018)。

終戦後の1946年後半までに、ペルー政府は日系ペルー人の再入国に関して、3つの基準を示した。帰国が認められたのは、第1に、ペルーで生まれた人たち、すなわちペルー人の二世、第2に、帰化権を得た市民たち、第3に、ペルー市民と結婚したペルー系日本人たちであった(Thomas Connell, *America's Japanese Hostages: The World War II Plan for a Japanese Free Latin America*, Westport, Connecticut: Praeger Publisher, 2002, p.231)。

終戦後の状況について松浦さんは、「終戦後まもなくペルー政府は日本人移民の再入国を拒否する声明を発表」したため、実際にペルーへの帰還を果たせたのは、「ペルー国籍を取得していた約80

名ほどしかいなかった」。他方、「収容者の約8割を占めていた勝ち組(執筆注・日本が戦争に勝ったと信じ込んでいた人々を指す)は、アメリカ政府の用意した引き上げ船で日本へ帰国するほかなかった」。これらの人々以外、すなわち「ペルーへの帰国を果たせなかった負け組(執筆注・日本が戦争に負けたことを知っていた人々を指す)と、アメリカへの残留を希望した364名は、収容所に残された。やがて、彼らは日本人労働者受け入れを希望する農場や工場を身元引受人として、アメリカ各地へ散っていった」が、その際も彼らは「不法入国者」として扱われていた(松浦喜代子『日系ペルー人おてちゃん一代記』論創社, 2003年, 231-232ページ)。

- 17) 同上, 64ページ。
- 18) 大谷, 前掲書, 64ページ。
- 19) The Civil Liberties Public Fund ed., *Personal Justice Denied: Report of the Commission on Wartime Relocation and Internment of Civilians* (Seattle: University of Washington Press, 2000), pp.313-314; C. Harvey Gardiner, *Pawns in a Triangle of Hate* (Seattle: University of Washington Press, 1981), pp.168-171。
- 20) 坪居, 前掲書(214-215ページ)によれば、1943年1月3日にリマで連行された坪居さんの叔父は、パナマ経由でロサンジェルスサンベドロに上陸することになったが、ペルー外務省が発行するカルネ(carné, この場合は外国人証明書)は、リマの警視庁で取り上げられ、パスポートなど身分を証明するものは、ペルー領海を出た時に船上で米軍に没収された。サンベドロでは、INSの係官が追放者一人一人にビザやパスポートの提示を求めたが、これらが無い日本人に対して「当国への入国は違法であることを認識しなければならない」と宣告したという。
- 21) 大谷, 前掲書, 64ページ。
- 22) この集団排除令が、フランクリン・ルーズヴェルト(Franklin Roosevelt)大統領によって1942年2月19日に出された行政命令9066号を指しているとするれば、同行政命令は1976年2月19日にジェラルド・フォード(Gerald Ford)大統領による大統領布告第2714号(Proclamation 2714)への署名により解除された。
- 23) 大谷, 前掲書, 63-64ページ。
- 24) ワタナベさんは熊本県出身の母と、福島県出身の父を両親に持ち、1940年にペルーのタルマで生まれ、収容当時3歳半であった。日本からペルーに渡った父、春吉さんは、カサ・デ・ワタナベという衣料品を中心とする雑貨店を営むと同時に、タルマ日本商工会議所の副所長を務め、さらにはペルー政府と日系コミュニティとの事実上の交渉役

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

も務めていた(拙稿「第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対するもう一つの戦後補償—日系ペルー人ヘクター・ワタナベさんの闘い」『阪南論集・社会科学編』第47巻第2号, 阪南大学学会, 2012年3月), 82-83 ページ。

- 25) A Letter from Luis Rodregues, Camara de Diputados, Lima, to José A. Harukichi Watanabe, Alien Internment Camp, Crystal City, Texas, 25 de noviembre de 1947 (ワタナベさん所蔵文書)。
- 26) A Letter from Alfred E. Edgar, the District Director, to Yoshio Hector Watanabe, Nov. 26, 1952 (ワタナベさん所蔵文書)。なお、ヨシオはワタナベさんの日本語名である。
- 27) A Letter from J. W. Nelson, District Director of Immigration and Naturalization Service, United States Department of Justice, to Yoshio Watanabe, December 3, 1952 (ワタナベさん所蔵文書)。
- 28) この件に関しては、松浦、前掲書、56ページに記載がある。太平洋戦争がはじまると、ペルーに住んでいる日本人が「敵国人」と見なされ、「強制送還のために、一人二人と憲兵に連れて」行かれるようになった。「ところが、これには賄賂が利くのです。お金を出せば、すぐに解放されます。私は、わが身かわいさに賄賂を支払った日本人が、何くわぬ顔をして町を歩いているのを数人見かけました。何と恥知らずな連中だろうと思いました」。こうして強制連行を逃れた人々がいる一方で、「小さなコーヒー店や床屋の亭主が身代わりになり、憲兵に引っ張っていかれました。アメリカに命令された憲兵は、頭数さえそろえばだれでもよかったです」とあり、実際にはこうしたことが行われていたことがわかる。
- 29) 東出誓一著、小山起功編『涙のアディオス—日系ペルー移民、米国強制収容の記』彩流社、1981年、343ページ。編者による追記でも、同書の特徴のひとつとして、「それが日系中南米人のアメリカ抑留事情を扱った唯一の詳細な記録だ」としている。なお、同書の英訳本は、Seiichi Higashide, *Adios to Tears: The Memoirs of a Japanese-Peruvian Internee in U.S. Concentration Camps* (Seattle and London: University of Washington Press, 2000) であり、後述の「正義を追求する運動 (Campaign for Justice, 以下CFJ)」のジュリー・スモール (Julie Small) 共同代表によるエピソードでは、戦後補償の経緯についても触れられている。東出さんは、1909年、北海道生まれ。1930年にペルーに渡り、大工をはじめ仕事を転々とし、帝国領事館から「徴兵忌避および海外逃亡の罪」で呼び出しを受けながらも、実情を訴えてペルーに

残り、1936年にはイカ市に用品と小間物の店を開店させ、これを成功させた。同市の日本人会の会長や、中央日本人会南部地方代表理事を歴任していたが、日米開戦後の1941年12月24日、32歳の時に、地元紙に掲載された「ペルー在住の枢軸国系危険人物約30名(うち日本人は約10名)」の「ブラック・リスト」にその名前が挙がり、1944年にペルー官憲に逮捕され、アメリカに強制連行された(同上、79, 145ページ)。

- 30) 同上、まえがき、Vページ。
- 31) 同上、343ページ。編者による追記によれば、当初の証言予定時間は5分間であったにもかかわらず、『『知られざる抑留者』の秘められた事実が明らかになるにつれ、調査委員から突っこんだ質問が続出し、ついにこの件だけで(東出さんの長女である工藤エルサさんとその夫、工藤英五さんと共に)1時間半もの時間を費した。
- 32) 西茂樹『ケネディー収容所』西岡重幸(著者の本名)発行、丸善名古屋サービスセンター制作、1983年。
- 33) 天野芳太郎『わが囚われの記—第二次大戦と中南米移民』(中公文庫M214)中央公論社、1983年。
- 34) 家族4人で生活をしてきた松浦家は、1943年2月、一家が息子の誕生日祝いをするため食事に出た帰りに、「家の外で二人の憲兵が待ち構えて」いて、父三郎が逮捕される。「三郎は、まるで罪人のように留置所へと連れていかれました。留置所では、驚いたことに日本人が400人、ドイツ人が300人とイタリア人が100人、地下室に詰め込まれているという点ででした。父がペルーで拘束されていたこの時点で、それまで営んでいた「店や財産は、ペルー政府に没収され」た。また、ペルーを離れる際には「無人島へ連れられ殺されるのだ」との憶測も飛び交っていた(松浦、前掲書、57-59, 62, 250-252ページ)。
- 35) 坪居、前掲書、144-145ページ。
- 36) 同上、146, 173ページおよび奥付に掲載されている著者紹介。同書では、ペルーの実情や史実が詳細に書かれている。
- 37) たとえば、カリフォルニア大学フラトン校での日系ペルー人の移動に関する口述記録計画 (Japanese Peruvian Diaspora Oral History Project, Center for Oral and Public History, California State University, Fullerton) では、2006年から2008年にかけて、ギセラ・シマブクロ (Gisela Shimabukuro) さんによる、6人の日系人に対するインタビューが行われている。
- 38) 収容を体験した方々は、執筆者とインタビューにおいて、クリスタル・シティ抑留所のことを「キャンプ」と呼んでいた。
- 39) Gardiner, *Pawns in a Triangle of Hate*; Connell, *America's Japanese Hostages*; Jan Jarboe

Russell, *The Train to Crystal City: FDR's Secret Prisoner Exchange Program and America's Only Family Internment Camp during World War II* (New York: Scribner, 2016).

- 40) 日系アメリカ人への戦後補償に関しては、竹沢泰子『日系アメリカ人のエスニシティー強制収容と補償運動による変遷』(新装版) 東京大学出版会, 2017年(初版本は、1994年), 岡本智周「在米日系人強制収容に対する補償法の変遷—アメリカの国民概念に関する一考察」『社会学評論』第54巻第2号, 日本社会学会, 2003年がある。
- 一方、日系ラテンアメリカ人への戦後補償に関しては、大谷、前掲書や山倉明弘『市民的自由—アメリカ日系人戦時強制収容のリーガル・ヒストリー』彩流社, 2011年の第3章ラテンアメリカ諸国日系人拉致・抑留計画, そして土田久美子「過去の不正義に対する法的救済の意義と限界—在米日系ペルー人による補償請求運動を事例として」『法社会学』第72号, 東北大学, 2010年などがある。アメリカの文献では、Stephanie Wolfe, *The Politics of Reparations and Apologies* (Ogden, Utah: Springer Science & Business Media, 2014), Chapter 6.8: Quest for Japanese Latin American Redress and ReparationsおよびHigashide, *op.cit.*の最終章にエピソードという形での寄稿がある。
- 41) 執筆者はモチヅキさんとのインタビューを通じ、戦後、日本やラテンアメリカ諸国に行かずにアメリカに残った人々で、市民自由法の定める手続きを期限内に正しくした「100人を超える」日系ラテンアメリカ人が、同法により補償金を受け取ったことは知っていた。しかし実際には、単にアメリカに居住し続け、永住権や市民権を持っているだけでなく、後述のように、収容当時に遡って永住権を獲得することができた永住者もしくは市民だけが該当することがわかった。
- 42) 1996年8月27日に原告の弁護士団によって連邦地方裁判所に出された訴状で、集団訴訟の原告として名前が挙がっていたのは、モチヅキさん、ニシモトさん、シマさんの3人であった (Robin S. Toma, Paul L. Mills, Fred Okrand, attorneys for plaintiffs, United States District Court for the Central District of California, Civ. No. 96-5986 JSL, Civil Rights Complaint for Declaratory, Injunctive and Monetary Relief, Class Action, Demand for Jury Trial, Carmen Mochizuki, Alicia Nishimoto and Henry Toshio Shima, on behalf of themselves and all others similarly situated (Plaintiffs) v. United States of America, Janet Reno, in her official capacity as Attorney General, Dede Greene, Administrator of the Office of Redress Administration, in her official

capacity, and Unknown U.S. government Agents (Defendants), filed Aug. 27, 1996, 以下 CIV. No. 96-5986 JSL (EX), 1996, p.1, 3, 4)。

その約半年後に改訂された1997年2月3日の訴状においては、上記3名(シマさんの名前がHenry Toshio ShimaからKoshio Henry Shimaと変更。Toshioは誤りであったと考えられる)に加え、「同じ状況にあったその他すべての人々」の中に、同訴訟当時、日本に在住していた坪居壽美子さんと杉丸政治さんの名前が加わっており、原告弁護団にも1人ポール・ホフマン (Paul Hoffman) 弁護士が加わった (*Ibid.*, First Amended Civil Rights Complaint for Declaratory and Injunctive Relief, filed Feb. 3, 1997, p.1, 4, 5)。

なお、原告の弁護団の筆頭に挙がっているロビン・S・トーマ (Robin S. Toma) 弁護士は日系三世で、父方の祖父は沖縄出身である。トーマ弁護士は、ロサンゼルス郡の役所に勤務する公務員であり、無償のボランティアとしてCFJの設立やモチヅキ訴訟にも尽力した(福田恵子「『間違った歴史を世に知らしめ、偏見の拡散を防がなければならない』ロサンゼルス郡人倫委員会エグゼクティブディレクター、ロビン・トーマさん」『ディスカバー・ニッケイ』, 2011年7月4日 (<http://www.discovernikkei.org/ja/journal/2011/7/4/robin-toma/>, 閲覧日2018年11月5日)。

なお、Higashide, *op.cit.* (p.250)の最後にエピソードを寄稿しているCFJの共同代表ジュリー・スモールさんは、当初の3人については、訴状にあるように「記載のある原告 (named plaintiffs)」とし、さらに日本在住のスミコ・ツボイ (Sumiko Tsuboi) さんとマサジ・スギマル (Masaji Sugimaru) さんも、戦時中に日本へ国外退去させられた人々を代表して、訴訟に加わったと書いている。

また坪居さんの著書『かなりやの唄』の323ページには、「この訴訟の原告は5人」で、「そのうち3人は戦争当時ペルーから連行され、クリスタル・シティに抑留されていたアメリカ在住の日系ペルー二世」であるモチヅキさん、ニシモトさん、アート・シバヤマさん(執筆者注、シバヤマさんについては、シマさんの誤りであると思われる)が紹介され、「あと2人は、ペルーを追放され、アメリカで抑留、第二次交換船で日本に送還され、現在は日本に住む杉丸政治さんと日系ペルー二世の私、坪居壽美子であった」と書かれている。

- 43) Declaration of Carmen Mochizuki, January 5, 1999 (モチヅキさん所蔵文書)。この宣言文は、モチヅキ裁判において提出され、1999年1月25日のレオン・スミス (Loren A. Smith) 主席判事による Opinion and Order に添付された。

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

モチヅキさんに関する記述は、以下特に断りがない限り、2016年8月30日にロサンゼルスにおいてインタビューをした時の会話をそのまま研究ノートとしてまとめた、拙稿、前掲「テキサス州クリスタル・シティ抑留所をあとにして71年—カルメン・モチヅキさんとヤエ・アイハラさんのあゆみ」『阪南論集・社会科学編』の前編、後編、そして補遺に依拠している。本稿では、その時に知り得た内容に、その後のインタビューや電話でのやり取り、提供して頂いた史料や手紙を加え、再構成した。

- 44) チチャとは、ペルーでは大衆的かつ独特な「一国を代表する」飲み物であるが、それだけにこのチチャの製造・販売に日本人が携わっていることが、「現地では日本人の全行動に対する反発につながった」(J. F. Normano and Antonello Gerbi, *The Japanese in South America: An Introductory Survey with Special Reference to Peru*, The John Day Company: New York, 1943, p.99)。
- 45) 本稿では、移民たちが一世の祖国である日本へ帰らざるを得なくなった場合を「強制送還」とし、アメリカなど祖国以外の場所へ送り込まれた場合は「強制連行」という表現を用いている。ただし、こうした語句を引用時や元収容者の方が使用される場合は、この限りではない。
- 46) 増田義郎・柳田利夫『ペルー太平洋とアンデスの国—近代史と日系社会』中央公論新社、1999年、239ページ。なお、日系ラテンアメリカ人のアメリカへの移送状況については、松浦、前掲書、221ページを参照されたい。
- 47) クリスタル・シティ抑留所では、子供たちが日本やドイツにおける将来の生活に備えた教育を行うために、独立した学校制度 (separate school systems) が認められており、登校日は1週間のうち5日であった。しかし1946年1月24日をもって、その必要性がほぼなくなったとして、収容者たちによって運営されていた日本語学校とドイツ語学校は閉鎖し、これ以後はテキサス州と提携して設置されていた連邦高校 (Federal High School) と連邦グラマースクール (Federal Grammar School) だけが公式な学校として認定されることになった (A Document to R.C. Tate, Superintendent of Education, etc., Sep. 6, 1945, A Document to German and Japanese Spokesman, Crystal City Internment Camp, etc., Jan. 24, 1946, 602/011, 603/011, 604/011, Sep. 6, 1945, RG 85, Records of the Immigration and Naturalization Service, Enemy Alien Internment Facility at Crystal City, Texas, 1942-1948, Box 49, A1, Entry 276, National Archives, Washington D.C.). 同文書の差出人は記載なし。
- 48) この点について、モチヅキさんに拙稿の草稿を確認して頂く際、「私たちはもう、結局、捕虜の交換としてそこに入れられているから」と認識をされたのは、いつ、なぜそのように思うようになったのかと手紙で質問をしたところ、「認識しはじめたのは、ペルー在留の一世の成功者たち約800人が日本へ強制送還され、そうして米国の捕虜がアメリカへ帰された頃」であるとの回答を得た (2016年12月16日付、モチヅキさんから執筆者宛手紙)。
- 49) クリスタル・シティ抑留所が「家族抑留所」として開設されたのは1942年10月で、最初はドイツ人女性と子供たち120人が入所し、1943年3月にはシーゴビルにいた26名の日系アメリカ人女性と子供たちが加わった。同年7月にクリスタル・シティ抑留所に到着した坪居さんの叔父は、「そこにはジャパニーズ・アメリカンの家族がたくさんいました」と述懐し、その時点ではすでにアメリカ本土やハワイ、パナマ在住の日本人185家族、659人がいたという。同所には、「日本人だけでもピーク時には、2000人以上になったが、その半分以上は子供だった」(坪居、前掲書、228-229ページ)。
- 50) *My Story: Carmen Higa Mochizuki* (モチヅキさん所蔵文書)。
- 51) 2016年にインタビューをした際、執筆者はモチヅキさんが日本語の会話はもちろん、読み書き共にこなされることを知ったが、それはこの時の努力が実を結んだものであった。
- 52) Declaration of Carmen Mochizuki.モチヅキさんは、日本で食べ物に苦労した経験があったからこそ、アメリカにいるホームレスや食べ物に困っている人を見るたびに、彼らの痛みを自分のことのように思うと語られる。
- 53) 岡部一明『日系アメリカ人強制収容から戦後補償へ』(岩波ブックレット234号) 岩波書店、1991年、21-26ページおよびA. H. Nishikawa, "Looking back at the Civil Liberties Act of 1988," *Constitution Daily*, Aug. 9, 2013 (<https://constitutioncenter.org/blog/looking-back-at-the-civil-liberties-act-of-1988>, accessed at Oct. 15, 2018)。
- 54) 岡部、前掲書、35-37ページ。
- 55) Higashide, *op. cit.* p.250.
- 56) The Civil Liberties Act of 1988, Section 1. Purposes (1). ここでは「同法の目的を、第二次世界大戦中におけるアメリカ合衆国市民および永住者に対する立ち退き、転住、強制収容が根本的な権利の侵害であることを確認する」としている。
- 57) この点について、シバヤマさんの妹で、ローズ・シバヤマ・ニシムラ (Rose Shibayama Nishimura) さんによれば、日系ペルー人の2人の友人が、陸軍に所属していた1953年から1955年の間に、そ

れぞれ永住権と市民権を得ていたことをのちに知った。また1954年の8月から1955年7月までにアメリカを離れなかった150人の日系ペルー人が、過去に遡って永住権を得ており、この遡及による地位の確立により、市民自由法によって2万ドルを受け取ることができたとメモに記している(ローズ・シバヤマ・ニシムラさん文書, モチヅキさん所蔵メモ, 日付不詳)。

シバヤマさんは、不法外国人という身分にさらされながらシカゴに住んでいたが、朝鮮戦争が行われていた1952年に、陸軍により徴兵され、ドイツに派遣された。その際、上官がシバヤマさんに市民権を獲得するための申請をしたが、アメリカに合法的に入国していないとして拒否されている。

1950年代に改訂されたアメリカの移民法により、家族が不法外国人から永住居住者へと地位を変更することが認められるようになる。しかしシバヤマさんは、カナダを経由してアメリカに合法的に再入国することによってのみ、永住居住者になることができると、シカゴにあるINSの助言を受けて、1956年6月11日に晴れて合法的居住者の地位を得たという。ところが、モチヅキさんによれば、このことで戦時中の1944年にアメリカに強制連行された時の記録が消されてしまった。その後1972年にはアメリカ市民になれたものの、シバヤマさんと1944年当時の入国したことを結びつける記録が抹消されてしまったため、シバヤマさんは市民自由法による戦後補償を受けることができなかった(Art Shibayama, "Intergenerational Call for Activists: Legacies and Directions for Redress" San Francisco, Sep. 26, 1999, シバヤマさん文書, モチヅキさん所蔵文書; *Pacific Citizen*, Aug. 24-Sep. 6, 2018)。

なお、注3に記したように、シバヤマさんの場合、一家が同時期にそろってアメリカに入国し、同じ経験をしながらも、補償を受けられた場合とそうでない場合があったことになる。

58) 2018年11月1日、執筆者によるモチヅキさんへの電話インタビュー。

59) A Letter from Dianne Feinstein, United States Senator to Carmen Yosie Mochizuki, Aug. 21, 1993 (モチヅキさん所蔵文書)。

なお、ファインスタイン上院議員がモチヅキさんに手紙を出したのとほぼ同じ時期に、ORAは司法省が、第二次世界大戦中に任意で収容所に入っていた("voluntarily entered")母親から生まれた75人の日系アメリカ人の子供もしくはそうした母親に連れられて収容されていた子供に対し、(市民自由法に基づく)補償金が支払われる見通しとなったと発表している(Office of

Redress Administration, For Immediate Release, Office of Redress Administration Announces Two New Eligibility Categories for World War II Internees, Aug. 30, 1993, German American Internee Coalition, <http://gaic.info/doj-office-redress-administration-expands-redress-internees/>; accessed Oct. 18, 2018)。ここで「任意で収容所に入っていた母親」の中には、ラテンアメリカ諸国から夫らと共にキャンプに収容された母親たちをも指すと考えられ、実際には母親の胎内にいた子供にも補償金が支払われた。

60) ロサンジェルスで公民権擁護を唱える弁護士団が、南カリフォルニア・アメリカ市民自由連合(American Civil Liberties Union of Southern California)の支援を受けて、集団訴訟を起こす準備を行い、モチヅキさんらを原告として擁立した(Higashide, *Adios to Tears*, p.250)。

61) モチヅキ訴訟と呼ばれる理由をご本人に尋ねたところ、カルメンという名前がスペイン語らしい響きだったから選ばれたか、1939年に封切られたフランク・キャブラ(Frank Capra)監督による"Mr. Smith Goes to Washington"という映画になぞらえて、"Carmen Goes to Washington"と叫びやすかったのではないかとこのことであった。同じ質問を2018年9月25日にサンフランシスコで、CFJのコーディネーターであるグレイス・シミズ(Grace Shimizu)さんとのインタビューにおいて尋ねると、3人の原告の中で、苗字をアルファベット順に並べた時に、一番先になるからではないかとの回答を得た。

62) ニシモトさんの父は、広島からペルーに移住した叔父を頼りに同地に移住し、当初は苦勞しながらも、日米開戦時には綿花を輸出することで商売は軌道に乗っていた。しかし、その成功がゆえにブラック・リストに掲げられ、その叔父は最初の日米交換船で日本へ、父は結果的に1944年3月に家族と共にアメリカに連行された(2018年2月25日、カリフォルニア州ロサンジェルス市郊外のニシモトさんのご自宅にて、執筆者によるインタビュー)。

なお、日米交換船については、村川庸子・糸井輝子著、トヨタ財団編『日米戦時交換船・戦後送還船「帰国」者に関する基礎的研究：日系アメリカ人の歴史の視点から』(トヨタ財団助成研究報告書)、トヨタ財団、1992年、および鶴見俊輔・加藤典洋・黒川創『日米交換船』新潮社、2006年に詳しい。

63) シマさんの本名は、コシオ・シマブクロ(Koshio Shimabukuro)であるが、アメリカではコシオ・ヘンリー・シマ(Koshio Henry Shima)と名乗っていた。ここでは、1996年8月に出され原告団による訴状に書かれていた名前を記すが、モチヅキ

Mar. 2019

アメリカ政府による日系ラテンアメリカ人の強制連行と戦後補償

さんは「コウショウ・シマさん」と呼んでおられ、注42にも記したように、トシオは誤りである可能性はある。シマさんは、戦後アメリカに残られていたにもかかわらず、おそらく市民自由法の手続き上、何らかの手違いがあって補償金を受け取ることができなかった。そのため、モチヅキ訴訟において一人当たり5000ドルの補償金という和解案が示されると、その時点で原告を降り、別に弁護士を立てて訴訟(Koshio Henry Shima v. Reno/Ashcroft (USA) 11 F. App'x 923, 9th Cir. 2001)を起こしたが、結局却下された。

- 64) Campaign for Justice, <http://www.campaignforjusticejla.org/whowere/index.html>, accessed Nov. 11, 2016. 第二次世界大戦中に日系ラテンアメリカ人に起きたことと、日系ラテンアメリカ人に対する適切な戦後補償について、史実を普及させる目的で1996年に組織された。
- 65) この頃、モチヅキさんの長男はウィリアム・クリントン(William Clinton)大統領に宛て、手紙を書いている。そこには、自分の母はモチヅキ訴訟の原告で、収容当時アメリカ市民もしくは永住者でないことを理由として補償を拒否されていること、日系ラテンアメリカ人は日本との戦時捕虜交換のために利用され、自分の知る限り、収容された人で扇動を起こしたり反逆罪になったりした人はいないこと、収容者全員が法の適正手続きや理にかなった説明がなく収容されたことなどが書かれており、こうした状況にある人々が正義を得ることを可能にしてほしいと結んでいる(A Letter from James Mochizuki to President William Clinton, n.d.,モチヅキさん所蔵文書)。
- 66) Takeshi Nakayama, "With 2,000 Letters in Tow, Redress Seekers Begin March to D.C.," *The Rafu Shimpō*, Mar. 1, 1997, p.1.
- 67) Opinion and Order by Loren A. Smith, Chief Judge, In the United States Court of Federal Claims, *Carmen Mochizuki v. U.S.A.*, No. 97-294C, Filed Jan. 25, 1999.
- 68) 当時、クリスタル・シティに収容されていた人たちを中心とした「ペルー会」という組織があり、ここに参加していた人たちの名簿は把握していたと思われる。
- 69) この点につき、2017年3月24日に執筆者がモチヅキさんとアイハラさんに再びロサンジェルスでお会いし、前年8月のインタビューに関する不明点を伺った際(以下、この時のインタビューを、「2017年3月24日、インタビュー」と記す)、モチヅキさんからは、「1988年の市民自由法では、ラテンアメリカ諸国からアメリカに連行された人たちのうち、戦争後も引き続きアメリカに残り、正しく申請を行った場合は、戦後補償として2万ドルを受

け取ることができた」との回答を得た。しかしモチヅキさんは戦後、家族と共に日本に行ったため、この時の対象とはならなかった。

また、この時モチヅキさんは *Mochizuki v. United States* の訴訟で、当初から訴訟を起こした原告たちは、原告になった人たちが補償金を受けるといった考えは全く持っておらず、「貰えるのでしたら、共にね、苦勞してキャンプ生活を一緒に過ごしてきた人たちが、ペルーに帰った人も、日本に帰った人も、2万ドル貰えれば最高でしたけれどもね、その人たちのために私たちは闘っていました」と明かした。

- 70) 運動の結果、抑留所での生活のちペルーに戻り、和解によって5000ドルを受け取った人たちから、モチヅキさんは手紙を受け取っている。例えば沖繩出身の友人で、ユリコ・ミシマ(Yuriko Mishima)さんからは、「アメリカでね、私たちが運動したお陰でね、期待していなかったお金を貰えて、とっても感謝していると言って手紙を送ってくれたの。だからあの人たちはね、もう諦めかけていたんじゃない。やっぱり政府からね、貰えるとは、期待していなかったと思いますよね。でも、私たちが運動したおかげで、自分たちが貰えたと言って、とっても喜んでいらした。」と述懐する(2017年3月24日、インタビュー)。
- 71) モチヅキ・メモ(英文)。タイトルおよび日付不詳ではあるが、和解が成立した1998年6月10日、もしくはCFJからプレス・リリースされた同年6月12日に書かれたか、公にされた文書であると判断される(モチヅキさん所蔵文書)。
- 72) 岡部, 前掲書, 52ページ。
- 73) Higashide, *op. cit.*, p.252.
モチヅキ訴訟での和解後も、「多くの活動家たちは、日系ラテンアメリカ人収容者たちに示されたのと同じ補償金を望んでいた。17人が和解を拒否し、訴訟を継続する手続きに入った。補償金として16億5000万ドルが充てられるはずであったが、その金額は1人当たり5000ドルであったにもかかわらず、500人以上の日系ラテンアメリカ人への支払いが拒否された」とある(Alice Yang Murray, *Historical Memories of the Japanese American Internment and the Struggle for Redress*, Stanford, California: Stanford University Press, 2008, pp.440-441.
- 74) 土田久美子「日系アメリカ人ドレス運動の展開過程—集約的アイデンティティと制度形成」東北大学博士論文, 2008年, 129ページ(山倉, 前掲書, 161ページより重引)。
- 75) Wolfe, *op. cit.* p.213.

(2019年1月23日掲載決定)